

第4章

支援等のための体制整備への取組

- 1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）……………58
- 2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）……………86
- 3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）……………90

1 相談及び情報の提供等（基本法第11条関係）

(1) 地方公共団体における総合的対応窓口の設置及び地域住民に対する周知の促進

【施策番号150】

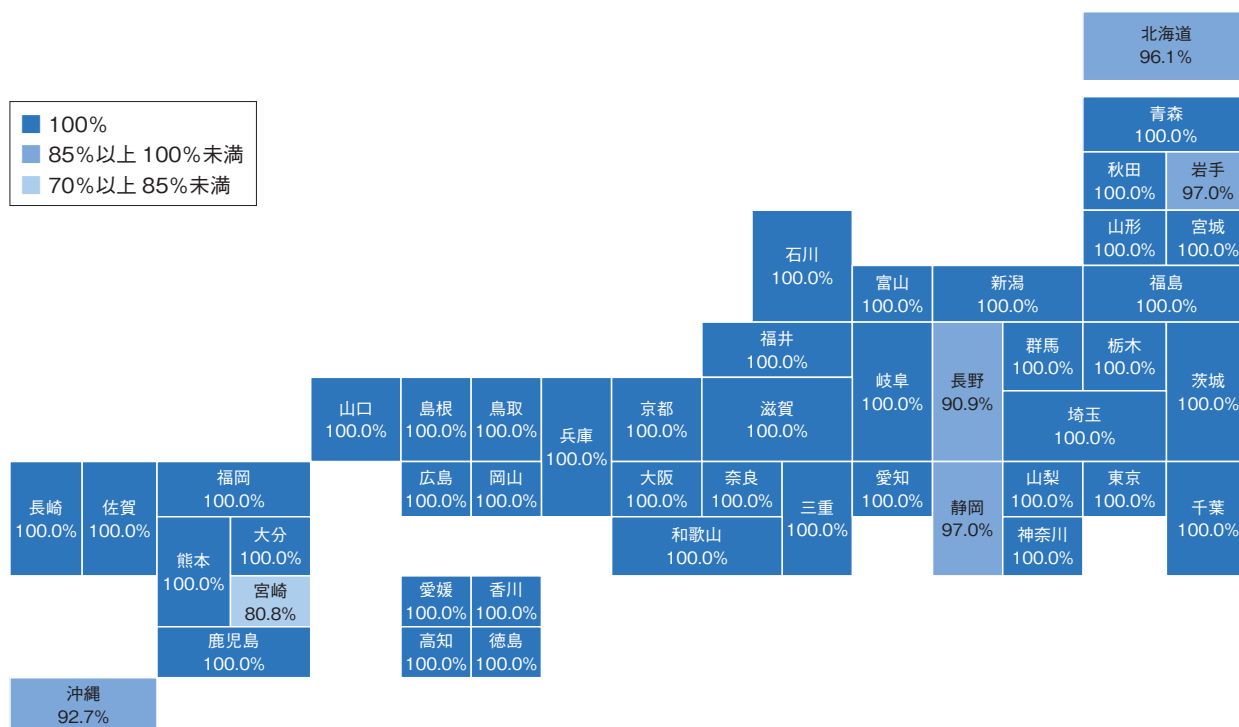
警察庁においては、市町村における犯罪被害者等施策の窓口となる部局（以下「施策主管課」という。）の確定状況等について定期的に確認しており、平成28年度以降、全ての市町村で施策主管課が確定している。また、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、市町村において犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口の設置を要請している。

29年4月現在、全国1,721市区町村（政令

指定都市を除き、東京23区を含む。）中、1,697市区町村において、総合的対応窓口が設置されている（P172基礎資料5-3参照）。都道府県・政令指定都市については、23年度以降、全地域において、総合的対応窓口が設置されている。

これら地方公共団体における施策主管課や総合的対応窓口のほか、都道府県・政令指定都市が行っている犯罪被害者等への支援施策等について、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/madoguchi/madoguchi.html>）に掲載し、国民に対する周知に努めている。

市区町村における総合的対応窓口の設置状況
(政令指定都市を除き、東京23区を含む。)(平成29年4月現在)



(2) 地方公共団体における総合的対応窓口等の充実の促進

【施策番号151】

警察庁においては、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、総合的対応窓口の機能の充実や政令指定都市の区役所における体制整備を要請している。

また、「犯罪被害者等施策メールマガジン」に、地方公共団体における犯罪被害者支援担当者に対する研修会の実施状況やその内容等を掲載して発信することにより、各地方公共団体における総合的対応窓口の機能充実の促進に努めている。

(3) 地方公共団体における専門職の活用及びこれらとの更なる連携・協力の充実・強化

【施策番号152】

警察庁においては、犯罪被害者等の生活支援を効果的に行うため、地方公共団体に対し、犯罪被害者等施策主管課室長会議や地方公共団体職員を対象とする研修会等、様々な機会を通じ、犯罪被害者支援分野における社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等の専門職の活用を働き掛けるとともに、総合的対応窓口と関係機関・団体との更なる連携・協力の充実・強化を要請している。

平成29年4月現在、地方公共団体の総合的対応窓口等に専門職を配置しているのは、10都道府県・政令指定都市、39市町村である。

コラム9

今、被害者支援に求められること ～ソーシャルワークの視点から～

～平成28年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議の講演より～
【ソーシャルワークについて】

一般的に、犯罪被害に遭った場合、被害者にはどのようなことが起こるのでしょうか。

命を落とす場合があり、身体的傷害、失職等による経済的困窮、精神的衝撃、コントロール感の喪失といった状態に陥ることも考えられます。他にも、社会に対する安心感や信頼感が失われること、自責感、孤立感、そして、刑事手続に関わらなくてはならない困難等が挙げられます。

このような状況に陥った被害者や家族が地域で生活を立て直していくためには、ソーシャルワーク的発想に基づく支援が必要です。ソーシャルワークは、ニーズのある人々に対応して進められる専門的な援助活動で、信頼関係を築くこと（ラポール形成）が根本にあり、被害者の状況を評価し（アセスメント）、援助計画を立て（プランニング）、援助を展開し（介入）、それを振り返る（事後評価）といった一定の過程を踏んで行われます。

ソーシャルワークにおいて、大事にしているポイントが3点あります。1点目は「人と環境との調整」で、ニーズと社会資源を調整して結び付けていくことです。社会資源とは、ニーズを充足するために動員されるあらゆる物的・人的資源を指し、機関・施設、法律、個人・集団、資金、知識、技能等の総称です。2点目は「環境の修正・開発」で、例えば、自宅に住めなくなった被害者の転居先を探すといった環境を調整することが挙げられます。3点目は「人の対処能力の強化」で、被害に遭うと物事に対処する能力が低下する場合がありますので、それを



上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
伊藤 富士江 氏

いかに強化するかということです。

【地方公共団体における総合的対応窓口の調査結果について】

犯罪被害者等の対応に当たる総合的対応窓口の実態及び体制整備の課題や方向性を明らかにすることを目的として、全ての都道府県・市区町村を対象に、平成28年2月から3月にかけてWEB調査を実施しました。調査に御協力いただいた窓口担当の方々に感謝申し上げます。

本調査により、地方公共団体の総合的対応窓口の実態の一端を把握できました。ここでは、調査結果を踏まえて、相談体制の充実に向けてどのようなことがポイントとなるかを指摘したいと思います。

ポイントの1点目は、「担当職員数は2名以上体制へ」です。

被害者家族の中に異なるニーズがあったり、家族の中に加害者側・被害者側が存在するなど複雑なケースもあって、その対応が1名では難しいことが予想されます。また、調査結果から、2名以上体制だと相談件数が多い傾向にあることも明らかになりました。兼務であっても複数名いれば、窓口の充実について知恵を出し合えるでしょう。

ポイントの2点目は、「相談援助業務の経験者、あるいは有資格者の配置へ」です。

有資格者や対人援助職としてのキャリアのある者を窓口担当者とする事で、相談件数の増加、多機関との連携率向上、犯罪被害者支援に関連する様々な事業の展開につながる事が分かりました。

ポイントの3点目は、「出来ることから始める」です。

相談件数が多い窓口は、独自のパンフレットを作成する、挨拶回り等で顔と顔が見える関係を構築するなど、他機関との連携を図っています。また、担当者が専門的な助言・指導が受けられるスーパーバイズ体制を整え、担当者の「燃え尽き」を防ぐことも必要です。これは、保健福祉等の他の部署と連携して整備することも可能ではないかと考えます。さらに、可能であれば、専任の担当者を確保することが望まれます。ただし、専任よりも、複数名の配置や担当歴が長い方が、効果があることが示されました。

ポイントの4点目は、「各地方公共団体で、地域住民の犯罪被害相談を引き受ける意識を持つ」です。

現在、被害者相談を行う民間被害者支援団体は、各都道府県に1か所程度あるだけで、僅かな被害者にしか対応できていないのが現状です。被害者は、援助希求力（自ら援助を求める力）が低い一方で、実際には多岐にわたるニーズを持ち、支援を必要としていることが多いので、単なる情報提供だけでは不十分な場合がほとんどです。保健福祉サービス、居住サービス等の様々な生活支援は、住民に近い地方公共団体が行うのが適切であると考えます。

住民の安全・安心を確保するため、地方公共団体の総合的対応窓口における被害者支援の重要性を認識し、窓口の体制整備に向けて積極的に取り組んでいただきたいと思えます。

※本コラムは、平成28年度都道府県・政令指定都市犯罪被害者等施策主管課室長会議における講演の概要をまとめたもの。講演の全文及び資料は、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/work2016.html>)を参照。

(4) 地方公共団体における総合的かつ計画的な犯罪被害者支援の促進

【施策番号153】

警察庁においては、地方公共団体における犯罪被害者等の視点に立った総合的かつ計画的な犯罪被害者支援に資するよう、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について情報提供を行っている（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/>

的な犯罪被害者支援に資するよう、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定状況について情報提供を行っている（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/local/>

jorei/jorei.html)。

また、「犯罪被害者等施策メールマガジン」では、「条例の小窓」コーナーを新たに設け、犯罪被害者等の支援に特化した条例を取り上げ、その条例に基づく主な支援施策等を紹介し、地方公共団体に対する情報提供に努めている。

平成29年4月現在、60都道府県・政令指定都市、482市区町村において、犯罪被害者等に関する条例の制定又は計画・指針の策定が行われている。

(5) 地方公共団体間の連携・協力の促進等 【施策番号154】

警察庁においては、都道府県内における市

町村の連携・協力の促進を図るため、都道府県による市町村の犯罪被害者支援担当者を集めた研修に講師等として職員を派遣しているほか、地方公共団体における犯罪被害者支援体制の整備促進事業として、平成28年度は、岩手県、大阪府、高知県及び沖縄県において、市町村職員等を対象にした研修会を実施した。

また、地方公共団体をまたいで連携・協力が必要な事案が発生した場合に備えて、各地方公共団体における犯罪被害者支援に関するコンタクト・ポイントを一覧にまとめた資料を整備・配布し、地方公共団体間の情報の共有化を促進している。

コラム10

地域における犯罪被害者支援体制の整備促進事業

警察庁では、地域における犯罪被害者支援体制の整備促進事業として、研修会等を都道府県・政令指定都市と共催している。平成28年度は、岩手県、大阪府、山口県、高知県、沖縄県及び横浜市において開催した。

このうち、高知県、沖縄県及び横浜市の事例について紹介する。

【高知県】

高知県では、28年2月に県内全市町村において犯罪被害者等に対する総合的対応窓口が設置された。これを踏まえて、28年11月、犯罪被害者支援に関する基礎知識等を学び、総合的対応窓口の充実促進を図るため、総合的対応窓口担当課の職員を対象とした研修会を開催した。

研修会では、警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当）阿波亮子が犯罪被害者等施策における地方公共団体の役割について講演したほか、被害者御遺族である市原千代子氏（おかもやま犯罪被害者サポートファミリーズ理事）より犯罪被害者等から見た犯罪被害者支援について御講演いただき、犯罪被害者支援における地方公共団体の役割やその重要性について参加者の理解を深めた。

また、高知県警察本部警務部県民支援相談課、法テラス高知、認定特定非営利活動法人こうち被害者支援センター及び高知県文化生生活部県民生活・男女共同参画課の各担当者から、それぞれの機関の取組について説明がなされた。

さらに、グループワークとして、交通事故被害の事例をもとに、市町村でどのような支援ができるのかなどについて意見交換を行った。

参加者からは、「犯罪被害者等の状況や苦しみについて理解が深まった。」「どのような支援ができるのか考えることができた。」「初めて聞く話が多く、勉強になった。」等の感想が寄せられ、今後の市町村における総合的対応窓口の充実を進めていく上で、非常に有益な研修会となった。

【沖縄県】

沖縄県では、毎年、市町村の総合的対応窓口担当者等を対象に、犯罪被害者等相談業務に必

要な基礎知識の習得等を目的とした研修を行っており、28年度は警察庁と共催で、那覇市内で研修会を開催した。

研修会では、沖縄弁護士会の林千賀子弁護士より、家庭内暴力（DV）の被害者・加害者に見られる特徴やその家庭環境等のバックグラウンド、法的支援の概要、関係機関による連携支援の重要性とともに、様々な手続のメリット・デメリットを一緒に考えながらも、最終的な意思決定を被害者本人に委ねることが重要であることについて御講演いただいた。

また、家庭内暴力（DV）の被害者からの相談事案に対し、地方公共団体、警察及び被害者支援関係機関がどのように連携して支援するかについて考えるための映像を制作し、研修会の教材として活用した。同映像は、後日、各地方公共団体及び支援関係機関において活用するため、DVDとして配布した。

参加者からは、「自身の体験及び事例を交えた講演で説得力があり、これからの支援につなげるきっかけとなった。」、「基本的な知識や法的な手続の流れを整理することができた。」、「各機関の行う支援が異なるため、各機関の連携が重要であると分かった。」等の感想が寄せられ、今後、関係機関が連携支援を進めていく上で、有意義な取組となった。



沖縄県における研修会の様子

【横浜市】

横浜市では、27年度に「途切れない支援のために関係機関の連携を『見える化』する事業」を行い、参加した関係機関が、互いの役割や犯罪被害者等に生じる生活上の困りごと（ニーズ）と支援の必要性について理解を深めるなど、多くの成果があった。

28年度には、各機関が連携を強化して犯罪被害者等に対するより適切な支援を行えるよう、多機関で共通使用できるツールの開発を目的に、「途切れない支援のための共通支援ツールの検討事業」を実施した。

28年10月から29年1月までの間、多機関連携に関するスーパーバイザーとして帝京平成大学の太田淳子教授、助言者として犯罪被害者御家族、御遺族の協力の下、各機関の相談支援責任者や実務者の参加を得て、関係機関合同会議や、仮想事例を用いた事例検討（シミュレーション）等のグループ検討会を重ねた。

本事業により、犯罪被害者等のニーズを漏れなく把握するためのニーズアセスメントシート等から成る「共通支援ツール」を作成した。また、本事業を通じて、途切れない支援の実現のためには、犯罪被害者等の心情を十分に理解した上での情報提供や、各機関の役割・専門性の相互理解を踏まえた丁寧な引継ぎ等、犯罪被害者等を中心とした連携が重要であることについて、改めて認識を共有することができた。



共通支援ツール検討会の様子

(6) 地方公共団体における性犯罪被害者支援への取組の促進**【施策番号163】**

オ P26 【施策番号65】 参照

【施策番号155】

内閣府においては、平成26年度から28年度にかけて、地方公共団体における性犯罪被害者等への支援に関する取組を促進するための実証的な調査研究事業を実施した。28年度は、21団体の取組を対象に調査研究を行った。

(7) 性犯罪被害者に対する緊急避妊に関する情報提供**【施策番号156】**

P26 【施策番号59】 参照

(8) 性犯罪被害者対応における看護師等の活用**【施策番号157】**

P26 【施策番号60】 参照

(9) 性犯罪被害に遭った児童生徒への対応の充実**【施策番号158】**

文部科学省においては、子供たちが全国どこからでも、いつでも、気軽に悩みを相談できる24時間子供SOSダイヤルを引き続き設置するとともに、教育委員会等による紹介カードやリーフレット等の配布等を通じて、24時間子供SOSダイヤルの児童生徒や保護者への周知を実施している。

(P24 【施策番号55】 参照)

(10) ワンストップ支援センターの設置促進**【施策番号159】**

ア P26 【施策番号61】 参照

【施策番号160】

イ P26 【施策番号62】 参照

【施策番号161】

ウ P26 【施策番号63】 参照

【施策番号162】

エ P26 【施策番号64】 参照

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援**【施策番号164】**

警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークを始めとする犯罪被害者支援団体に対し、研修内容に関しての助言や講師派遣等の協力を行っている。また、犯罪被害者等が必要とする支援についての相談や情報提供、適切な機関・団体への橋渡し等、犯罪被害者等に対する支援全般を管理するコーディネーターとしての役割を果たす民間支援員の育成を支援するため、民間支援員も参加できる研修を実施するとともに、被害者支援連絡協議会等で具体的な事例を想定した犯罪被害者支援についての実践的なシミュレーション訓練を実施している（被害者支援連絡協議会についてはP64 【施策番号167】 参照）。

(12) 地方公共団体の取組に対する支援**【施策番号165】**

内閣府においては、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応の質を向上させるとともに、犯罪被害者支援を充実させるため、都道府県と市町村・行政と民間の更なる連携の促進を図ることを目的として、官民の配偶者暴力被害者支援の関係者（配偶者暴力相談支援センター長、地方公共団体の職員及び相談員）を対象としたワークショップ等を行う「女性に対する暴力被害者のための官官・官民連携促進事業」を実施している。

(13) 警察と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実**【施策番号166】**

警察においては、他の犯罪被害者支援に関係する機関・団体等との連携・協力を充実・強化し、それらの関係機関・団体等の犯罪被害者支援のための制度等を説明できるように努めている。また、犯罪被害者支援のための

諸制度を所掌する省庁の協力を得て、当該制度に関する案内書、申込書等を常備し、犯罪被害者等に提供している。

(14) 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワークにおける連携の推進

【施策番号167】

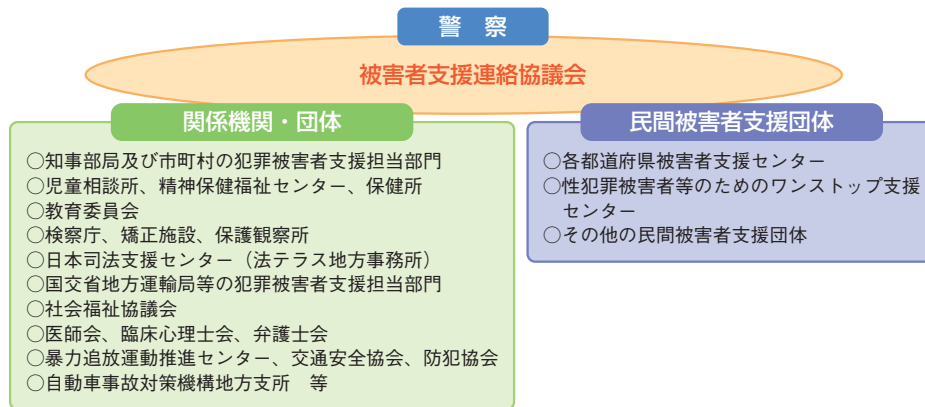
警察においては、生活上の支援を始め、医療、公判に関すること等極めて多岐にわたる犯罪被害者等のニーズに応え、総合的な支援を行うため、警察のほか、検察庁、弁護士会、日本司法支援センター、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局、県や市の

相談機関や犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等による被害者支援連絡協議会を全都道府県に設立し、犯罪被害者支援のための相互の連携を図っている。

このほか、個々の事案において、犯罪被害者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的な支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）を構築している。

平成28年4月現在、被害者支援連絡協議会が47（全都道府県）、被害者支援地域ネットワークが1,138設置され、全ての地域を網羅している。

警察と関係機関・団体等とのネットワーク



(15) 警察における相談体制の充実等

【施策番号168】

ア 警察においては、犯罪被害の未然防止に関する相談等各種相談に応じる窓口を設置している。また、電話による相談についても、全国统一番号の警察相談専用電話「#9110」番を設置するとともに、このような総合的な相談に加え、犯罪被害者等のニーズに応じて、性犯罪相談、少年相談、消費者被害相談等の個別の相談窓口を設け、相談体制の充実に努めている。さらに、犯罪被害者等の住所地や、匿名や実名であるかにかかわらず相談に応じるとともに、犯罪被害者等の要望により、被害者支援連絡協議会等のネットワークに参画する関係機

関・団体に関する情報提供やこれらへの引継ぎを行うなど、犯罪被害者等がより相談しやすく、より負担が少なくなるような対応に努めている。

また、警察庁から委託を受けた民間団体が、特定の犯罪等に関する通報を匿名で受け付け、有効な通報を行った者に対して情報料を支払う匿名通報事業を実施し、被疑者の検挙や犯罪被害者の早期保護等に役立っている（P31【施策番号78】参照）。

このほか、都道府県警察においては、交通事故被害者等に対して、「被害者の手引」、現場配布用リーフレット等を活用して、

- ・ 刑事手続の流れ
- ・ 交通事故によって生じた損害の賠償を求

める手続

- ・ひき逃げ事件や相手方が自賠責保険に加入していなかった場合に国が補償のてん補を行う制度（政府保障事業）
- ・被害者支援に関する各種相談窓口等について説明を実施している。

さらに、都道府県警察においては、交通事故被害者等から加害者の行政処分に係る意見の聴取等の期日等について問合せがあった場合や、交通死亡事故の遺族、重度後遺障害を受けた者及びその直近の家族から加害者に対する行政処分結果について問合せを受けた場合には、適切な情報の提供を行っている。平成28年中の都道府県警察における意見の聴取等の期日等に関する問合せに対する回答件数は8件、行政処分の結果に関する問合せに対する回答件数は13件であった。

都道府県交通安全活動推進センターにおいても、職員のほか、弁護士等が、交通事故被害者等からの相談に応じ、適切な助言を行っており、27年度中の同センターにおける交通事故相談回数は1万810回であった。

犯罪被害者ホットライン



【施策番号169】

イ 警察においては、性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するなどし

て、性犯罪被害相談において、相談者の希望する性別の職員が対応することができるように努めている。また、執務時間外においても当直勤務中の職員が対応した上で担当者を引き継ぐなど、適切な運用を推進している。

(16) 警察における被害少年等が相談しやすい環境の整備

【施策番号170】

警察においては、全都道府県警察に設置されている少年サポートセンターや警察署の少年係等が窓口となって、少年や保護者等からの相談を受け付けている。相談には、警察官や少年補導職員が対応し、必要な助言、指導を行っている。

被害少年からの相談の様子（被害少年は模擬）



また、全都道府県警察においては、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話による少年相談窓口を設けており、フリーダイヤルによる相談や電子メール等による夜間、休日における受付等、少年や保護者等が相談しやすい環境の整備を図っている。

平成28年4月現在、全国198か所に少年サポートセンターが設置されているが、このうち67か所は、少年や保護者等が気軽に立ち寄ることができるよう、警察施設以外の施設に設置されている。

少年サポートセンターのパンフレット等



支援要員による病院の付添い（被害者は模擬）

(17) 「指定被害者支援要員制度」の活用

【施策番号171】

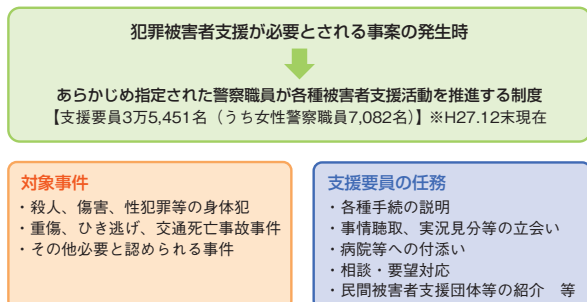
警察においては、専門的な被害者支援が必要とされる事案が発生したときに、あらかじめ指定された警察職員が事件発生直後から犯罪被害者等への付添い、情報提供等を行ったり、被害者支援連絡協議会等のネットワークを活用しつつ、部外のカウンセラー、弁護士会、関係機関又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等の紹介・引継ぎを行ったりする指定被害者支援要員制度を各都道府県警察で導入している。また、指定被害者支援要員に対して、犯罪被害者支援において必要となる知識等についての研修、教育等を実施している。

平成27年末現在、指定被害者支援要員として全国で3万5,451人が配置されている。



- 海上保安庁においては、犯罪被害者等の支援、関係機関との連絡調整を行う犯罪被害者等支援主任者を部署ごとに指定し、犯罪被害者等の具体的な事情を把握し、その事情に応じ犯罪被害発生直後から犯罪被害者等へ必要な助言、情報提供等を行うとともに、具体的な支援の説明を行うなど、犯罪被害者等の精神的・経済的負担の軽減に努めている。

指定被害者支援要員制度



(18) 交通事故相談活動の推進

【施策番号172】

国土交通省においては、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対して、各種研修や実務必携の発刊等を通じ、その能力の向上や、交通事故被害者等から刑事手続等の相談を受けた場合の対応についての周知を図っている（P67コラム11「地方公共団体の交通事故相談員に対する支援」参照）。

コラム11

地方公共団体の交通事故相談員に対する支援

地方公共団体に設置されている交通事故相談所等においては、交通事故被害者等の交通事故に係る様々な悩みに関する無料相談を実施している（都道府県・政令指定都市の相談所等における平成27年度の相談件数は5万3,380件）。

国土交通省では、このような地方公共団体における交通事故相談活動を推進するため、①相談員に対する研修、②実務必携の発刊を通じ、交通事故相談員の対応能力の向上を図るなど、地域における相談活動を支援している。これにより、交通事故被害者等の福祉の向上に寄与している。

① 相談員に対する研修

- ・新たに相談員となった地方公共団体の職員を対象に、交通事故相談業務に最低限必要な知識の習得を図る「交通事故相談員中央研修会」を実施。
- ・全国を3つのブロック（東京・大阪・福岡）に分け、実務に直結した講義及び班別事例研究等を内容とする「交通事故相談員総合支援研修会」を実施。

② 実務必携の発刊

弁護士、大学教授、保険実務の専門家から成る編集委員会により、交通事故に起因する損害賠償に係る法理や判例、相談事例等を収集・整理し、全国の相談員に対して最新情報を提供。



相談員に対する研修の様子

(19) 公共交通事故被害者への支援

【施策番号173】

国土交通省においては、平成24年4月、公共交通事故による被害者等への支援の確保を図るため、公共交通事故被害者支援室を設置し、被害者等から事業者への要望の取次ぎ、相談内容に応じた適切な機関の紹介等を行うこととしている。

28年度は、公共交通事故発生時には、被害者等からの相談を聞き取って適切な相談窓口を紹介し、平時には、支援に当たる職員に対する教育訓練の実施、関係機関とのネット

ワークの構築、公共交通事故被害者等支援フォーラムの開催、公共交通事業者における被害者等支援計画の策定の働き掛け等を行った。

28年1月に発生した軽井沢スキーバス事故においては、国土交通省の相談窓口で24時間体制で対応するとともに、関東運輸局及び北陸信越運輸局に地方相談窓口を設置し、被害者等からの相談等に対応した。また、再発防止に向けた対策の説明及び意見の聴取のための会合を開催するなどの対応を実施した。

(20) 婦人相談所等職員に対する研修の促進

【施策番号174】

厚生労働省においては、平成23年度から、国立保健医療科学院で行っている婦人相談所等指導者研修等において、配偶者からの暴力被害女性の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるための婦人相談所等職員に対する専門研修を実施している（P41【施策番号108】参照）。

(21) ストーカー事案への対策の推進

【施策番号175】

内閣府においては、地方公共団体におけるストーカー被害者支援の充実を図るため、有識者の検討会を開催し、ストーカー事案に係る効果的な支援を行うための指針の内容やその活用方法等について検討を行った。

（P63【施策番号165】参照）

(22) ストーカー事案への適切な対応

【施策番号176】

平成28年中の警察におけるストーカー事案の相談等件数は2万2,737件である（警察庁ウェブサイト「平成28年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対応状況について」：<http://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/seianki28STDV.pdf>）。

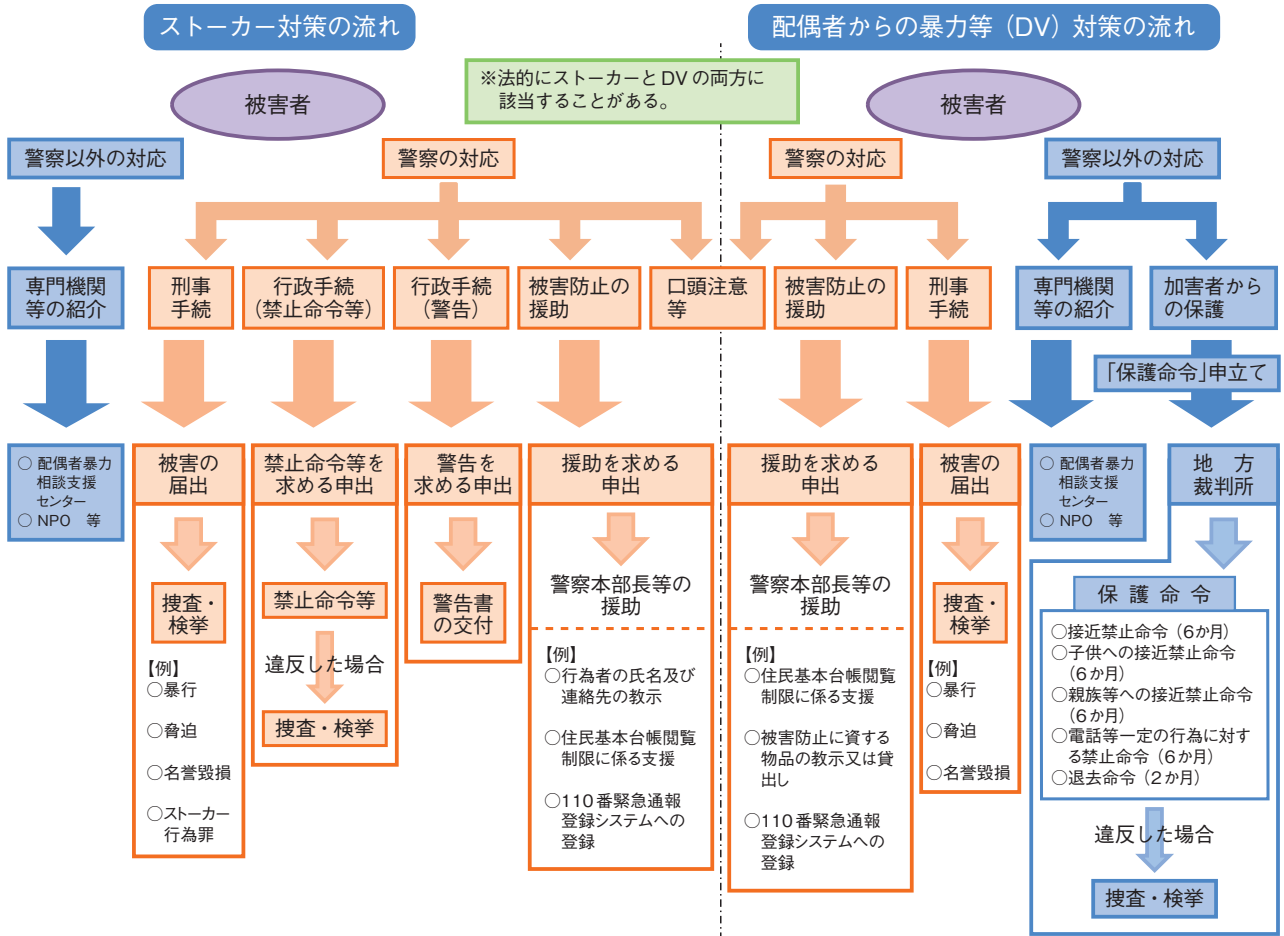
ストーカー事案は、加害者の被害者に対す

る執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれ大きい。

そのため、警察においては、ストーカー事案を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に対処することとしている。具体的には、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下「ストーカー規制法」という。）やその他の法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システムへの登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用、被害者等の保護措置等、組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう、被害者の意思決定支援手続等を導入している。

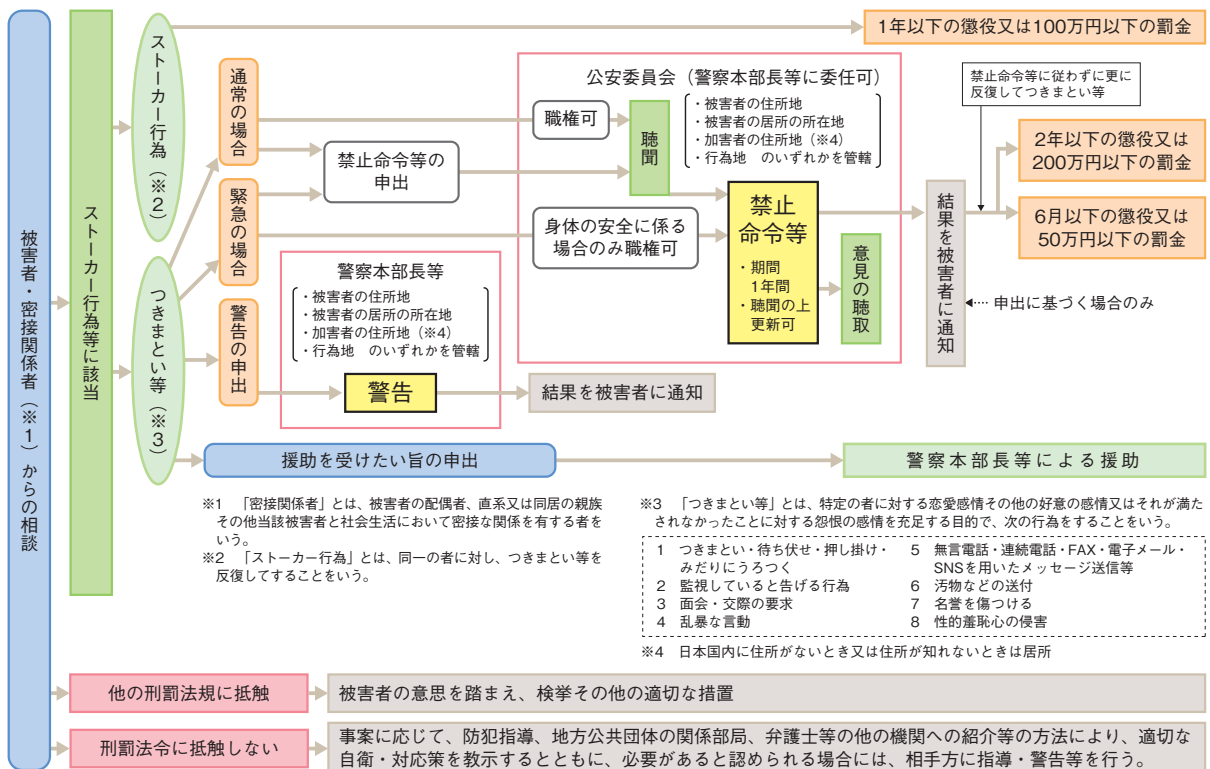
さらに、逮捕状請求における被疑事実の要旨記載に際しての被害者に関する事項の表記方法への配慮、仮釈放又は保護観察付執行猶予となった者に関する保護観察所等との連携強化、被害者支援における婦人相談所、日本司法支援センター等の関係機関との協力等、被害の拡大及び再被害の防止対策を推進している。

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



第4章

ストーカー事案に対する警察の対応の流れ



28年12月、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が成立したことから、改正を踏まえた対策を推進している（コラム12「ストーカー規制法の改正」参

照）。

また、27年3月に関係省庁会議において策定された「ストーカー総合対策」に基づき、関係省庁と連携した取組を推進している。

ストーカー総合対策

ス ト ー カ ー 総 合 対 策
ストーカー総合対策関係省庁会議
(内閣府、警察庁、総務省、法務省、
文部科学省、厚生労働省、国土交通省)

I 経緯

○「すべての女性が輝く政策パッケージ」（平成26年10月10日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）
・ストーカー対策の抜本的強化「関係省庁からなる会議で検討の上、総合対策を年度内を目途に取りまとめ」

平成27年3月20日 ストーカー総合対策 策定

○「ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）」（平成28年12月6日成立）
・規制対象行為の拡大、行政措置及び罰則の見直し、関係者による被害者等の安全確保及び秘密保持の配慮 等

平成29年4月24日 ストーカー総合対策 改訂

II 概要

<p>1 被害者等からの相談対応の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 早期の段階で被害者等が関係機関につながるできるよう、被害者等からの相談窓口の充実 ◆ 被害者等の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」）に対し、被害者等の人権、ストーカー行為等の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発の実施 ◆ 民間の自主的な組織活動を含めた関係機関間の連携協力の推進 <p>2 被害者情報の保護の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 加害者となるおそれのある者に対し、被害者等に係る情報の提供が禁止されていることに係る関係者への周知 ◆ 職務関係者による被害者等の秘密の保持への十分な配慮 ◆ 国、地方公共団体等が保有する被害者等の個人情報等の管理について、ストーカー行為等の防止のための必要な措置の実施 <p>3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 婦人相談所における一時保護、都道府県警察における一時避難に係る経費の補助等、一時避難場所を確保するために必要な連携体制整備等の推進 ◆ 婦人保護施設における中長期支援、公的賃貸住宅への優先入居等、長期的避難のための支援措置の実施 ◆ 弁護士費用の負担軽減、地方公共団体が実施した措置に対する地方交付税による財政措置等、被害者等への経済面からの支援の実施 	<p>4 調査研究、広報啓発活動等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 国、地方公共団体による加害者を更生させるための方法、被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進 ◆ ストーカー行為等の被害実態把握のための取組の推進 ◆ 被害者にも加害者にもならないための教育活動を通じた知識の普及及び啓発の推進 ◆ ストーカー被害の未然防止・拡大防止等に関する広報活動を通じた知識の普及及び啓発の推進 <p>5 加害者対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ ストーカー加害者が抱える問題にも着目し、関係機関が連携した様々な段階における更生に向けた取組の推進 ◆ 仮釈放者及び保護観察付執行猶予者の特異動向等に係る保護観察所及び警察の連携による必要な措置の実施 ◆ 加害者への治療等に係る警察及び地域精神科医療等との連携の推進 ◆ 受刑者及び少年院在院者に対する、ストーカー行為につながる問題性を考慮したプログラムの実施及び充実 <p>6 支援を図るための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 人材の養成及び資質の向上、被害者等の支援のために必要な体制の整備、民間の自主的な組織活動の支援に係る施策のための財政上の措置
--	---

コラム12

ストーカー規制法の改正

1 ストーカー規制法改正の経緯

平成25年6月に成立したストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第5条において、ストーカー事案に係る相談件数が高い水準で推移しており、その被害態様も多様化していること等を踏まえ、ストーカー事案に対する規制等の在り方を検討するための協議会の設置等の措置を講じることとされた。

これを受け、警察庁では、同年11月から有識者や被害関係者等から成る有識者検討会を開催し、26年8月、「ストーカー行為等の規制等の在り方に関する報告書」を取りまとめた。当該報告書の提言を踏まえ、28年12月、議員立法により、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が制定された^{*}。主な改正の内容は、次のとおりである。

ストーカー規制法の改正のポイント

1 規制対象行為の拡大等（2条）

- (1) 規制対象行為である「つきまとい等」として、次の行為を追加。（1項1・5号、2項）
- ① 住居等の付近をみだりにうろつくこと。
 - ② SNSのメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ること。
- (2) 性的羞恥心を害する電磁的記録等の送りつけ等を確信的に明記。（1項8号）

4 ストーカー行為等の相手方に対する措置等

- (1) 職務関係者による被害者の安全確保・秘密保持、職務関係者に対する研修・啓発、国、地方公共団体等による情報管理の措置を規定。（9条）
- (2) 避難のための民間施設における滞在支援、公的賃貸住宅への入居の配慮を規定。（10条）

2 禁止命令等の制度の見直し（5条）

- (1) ① 警告を経ずに禁止命令等を行うことも可能に。（1項）
- ② 緊急の場合には、禁止命令等の事前手続として必要な聴聞を事後化。（3、4項）
- (2) 禁止命令等の有効期間を設け、1年ごとの更新制に。（8～10項）

5 ストーカー行為等の防止等に資するための措置

- (1) 加害者を更生させるための方法、被害者の健康回復の方法等について、調査研究を推進。（11条）
- (2) 国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加。（12条）

3 ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し被害者情報を提供することを禁止。（7条）

6 罰則の見直し

- (1) ストーカー行為罪を非親告罪化。（18条）
- (2) ストーカー行為罪・禁止命令等違反罪の罰則を強化。（18～20条）

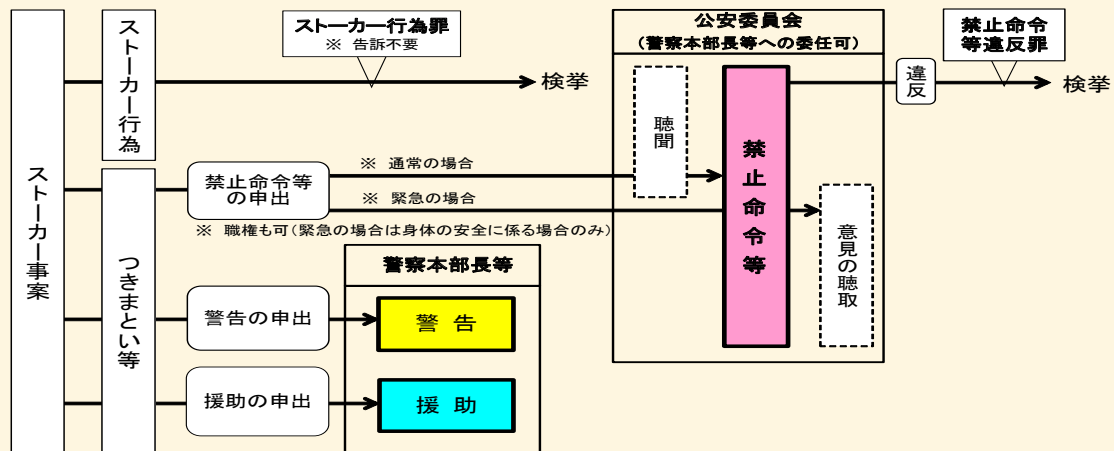
施行期日 1・3・4・5・6=平成29年1月3日
2=平成29年6月14日

※条項の表記は、それぞれの規定が施行される時点のもの。

2 改正後のストーカー規制法に基づく措置の流れ

今回の法改正の全面施行後のストーカー規制法に基づく措置の流れは次のとおりである。

改正後のストーカー規制法に基づく措置の流れ



警察においては、加害者の行為がエスカレートし、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいなどのストーカー事案の特徴や、今回の法改正を踏まえて、引き続き、加害者に対して迅速な行政措置・検挙措置を講じるとともに、被害者への危害を防止し、被害者の安全安心の確保に努めていくこととしている。

※ 平成28年12月14日公布、29年1月3日施行（禁止命令等の制度の見直しに係る規定は同年6月14日施行）。

(23) 人身取引被害者の保護の推進

【施策番号177】

人身取引は重大な人権侵害であり、人道的観点からも迅速・的確な対応が求められてい

る。これは、人身取引が、その被害者に対して深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は非常に困難だからである。

政府においては、平成16年4月から人身取

引対策に関する関係省庁連絡会議を開催するなどして関係行政機関が緊密な連携を図りつつ、「人身取引対策行動計画」（16年12月7日犯罪対策閣僚会議決定）、「人身取引対策行動計画2009」（21年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）に基づき、人身取引の防止・撲滅と被害者の適切な保護を推進してきたところ、引き続き人身取引対策に係る情勢に適切に対処し、政府一体となってより強力に、総合的かつ包括的な人身取引対策に取り組んでいくため、26年12月16日、犯罪対策閣僚会議において「人身取引対策行動計画2014」を策定するとともに、関係閣僚から成る人身取引対策推進会議を随時開催することとした。

28年5月、人身取引対策推進会議の第2回会合を開催し、我が国における人身取引による被害の状況や、関係省庁による人身取引対策の取組状況等をまとめた年次報告「人身取引対策に関する取組について」を決定・公表するとともに、引き続き、人身取引の根絶を目指し、人身取引対策行動計画2014に基づく取組を着実に進めていくことを確認した。

また、同年6月の「外国人労働者問題啓発月間」に合わせてインターネットテキスト広告により、7月30日の「人身取引反対世界デー」及び11月の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせてSNSにより、我が国における人身取引の実態、人身取引の防止・撲滅及び被害者の保護に係る取組に関する広報を実施し、被害に遭っていると思われる者を把握した際の通報を呼び掛けた。

人身取引対策ポスター



提供：内閣府

(24) 検察庁の犯罪被害者等支援活動における福祉・心理関係の専門機関等との連携の充実

【施策番号178】

法務省においては、犯罪被害者等に配慮した捜査や公判活動を行うため、検察官等の研修において、福祉・心理関係の専門機関の関係者を講師に招くなど、その連携・協力の充実・強化を図っている。

(25) 検察庁における被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び情報提供の充実

【施策番号179】

地方検察庁においては、犯罪被害者等に対し、よりきめ細かな配慮を行うため、犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員を配置している。

被害者支援員は、犯罪被害者等からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧や証拠品の返還等の各種手続の手助け等をするほか、犯罪被害者等の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行っている。

被害者支援員を対象とする研修において、被害者支援に携わる者を講師として招いてい

るほか、日々の活動として、被害者支援団体等との意見交換の場を設けるなど、被害者支援の状況についての情報交換を行い、その連携・協力の充実・強化を図っている。また、被害者支援員の意義や役割について記載されている犯罪被害者等向けパンフレット「犯罪被害者の方々へ」を犯罪被害者支援関係機関・団体等に配布するなどして、被害者支援員制度に係る情報提供の充実を図っている。

犯罪被害者等による電話やファックスでの被害相談の受付のため、地方検察庁等に、被害者相談専用電話番号（ホットライン）を設け、被害者支援員等が電話対応をしている。

(26) 更生保護官署における関係機関等との連携・協力、被害者担当保護司との協働による支援の充実

【施策番号180】

法務省においては、全国の保護観察所に被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を配置し、その協働態勢の下、主として、被害に係る刑事裁判が終了した後又は被害に係る加害者が保護処分を受けた後に、犯罪被害者等に対して相談・支援を行っている。相談・支援の実施においては、犯罪被害者等の悩みや不安を傾聴するとともに、必要な情報を提供するなどしている。また、支援の円滑な実施及び支援内容の充実を期するため、国や地方公共団体の機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等との連携の強化を図るとともに、更生保護における犯罪被害者等施策の周知に努めている。

(27) 被害者担当の保護観察官及び保護司に対する研修等の充実

【施策番号181】

法務省においては、刑事裁判及び少年審判終了後の相談対応の充実のため、保護観察所に配置されている被害者担当の保護観察官及び被害者担当保護司を対象とする研修において、犯罪被害者等やその支援に携わる実務家による講義、事例研究及び犯罪被害者支援の

実践的技能を修得させるための演習等を実施し、犯罪被害者等の置かれている現状や心情等への理解を深めるとともに、適切な対応を確実にするよう努めている。

(28) 犯罪被害者の相談窓口の周知と研修体制の充実

【施策番号182】

法務省の人権擁護機関においては、調査救済制度周知用リーフレットを作成・配布し、法務省の人権擁護機関が実施する人権相談や調査救済制度の周知に努めている。

また、「子どもの人権110番」、「子どもの人権SOSミニレター」（料金受取人払の封筒兼便箋）、「女性の人権ホットライン」、「インターネット人権相談受付窓口」等の各種相談窓口についても、法務省のウェブサイトや広報資料に掲載するなど、積極的な広報に努め、その周知を図っている。

さらに、人権相談や調査救済事務に従事する職員を対象に、研修を実施し、犯罪被害者等を含め、人権侵害の被害の救済に的確に対応するための体制強化を図っている。

人権擁護委員に対しては、犯罪被害者等の人権問題を含む人権問題全般に適切に対応できるよう、適切かつ十分な研修の実施に努めている。

子どもの人権110番ポスター

子どもの人権110番ポスター

悩みがあったら相談してね!

秘密は守るよ!

電話で相談 子どもの人権110番

0120-007-110

インターネットで相談 子どもの人権SOS-eメール

http://www.sos.go.jp/

携帯電話から

SOSミニレターもあるよ!

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

提供：法務省

(29) 犯罪被害者である子供の支援

【施策番号183】

法務省の人権擁護機関においては、いじめ・体罰・虐待といった子供の人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、児童相談所等の関係機関と連携の上、事案に応じた適切な措置を講じている。

(30) 高齢者に関する人権相談への対応の充実

【施策番号184】

法務省の人権擁護機関においては、法務局に出向くことが困難な高齢者施設等の社会福祉施設の入所者やその家族が施設内で相談できるよう、施設の協力を得て、臨時に特設の人権相談所を開設して、入所者等からの人権相談に応じている。また、介護サービス施設・事業所に所属する訪問介護員等、高齢者と身近に接する機会が多い社会福祉事業従事者等に対して、人権相談について周知・説明し、人権侵害事案を認知した場合の情報提供を呼び掛けるなどの連携を行っている。

平成28年9月5日から同月11日まで、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の取組として、相談窓口の周知を行

うとともに、相談時間を延長して対応を行った。

(31) 日本司法支援センターによる支援の検討

【施策番号185】

ア 弁護士等のサービスの提供を自発的に求めることが期待できない認知機能が不十分な高齢者・障害者に対する資力を問わない法律相談援助制度の創設や、民事裁判等手続の準備及び追行のために限定されている代理援助・書類作成援助の対象行為を、認知機能が不十分な高齢者・障害者に対しては、生活保護給付に係る処分に対する審査請求等、一定の行政不服申立手続の準備及び追行のために拡大することを内容とする総合法律支援法の一部を改正する法律が平成28年5月に成立し、30年6月までに施行予定である。

【施策番号186】

イ DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対する資力を問わない法律相談援助制度の創設を内容とする総合法律支援法の一部を改正する法律が28年5月に成立し、30年6月までに施行予定である（コラム13「総合法律支援法の改正」参照）。

コラム13

総合法律支援法の改正

平成28年5月、日本司法支援センター（通称「法テラス」。以下このコラムにおいては、「法テラス」という。）の根拠法である総合法律支援法の一部を改正する法律が成立した。同改正は、①認知機能が十分でない高齢者・障害者、②大規模災害の被災者、③ストーカー等の被害者に対する法的支援の拡充を図るものである。ここでは、新たに創設されるストーカー等の被害者に対する法的支援制度について、その概要を紹介する。

1 法テラスとは

法テラスは、総合法律支援法に基づき、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指すことを基本理念として、18年4月に設立された法人である。

法テラスは、同年10月の業務開始以来、犯罪被害者支援として、法制度や相談窓口に関する

情報提供、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介、資力の乏しい者に対する民事法律扶助を活用した無料法律相談や弁護士費用の立替え等を実施している。

2 ストーカー等の被害者に対する新たな法的支援制度創設の趣旨

ストーカー事案、児童虐待事案、DV事案については、生命・身体への深刻な再被害に急速に発展する危険性があり、再被害防止の必要性・緊急性が特に高いことから、被害が深刻化・顕在化する前の初期段階からの対処が特に重要である。

また、証拠関係が不十分であるなどの事情から刑事事件としては対応し難い場合であっても、弁護士であれば、仮処分や保護命令の申立てといった法的手段を始め、深刻な被害への進展を防止するための有効な方策を助言するなどの適切な対応が可能である。

従来の民事法律扶助制度では、対象者が資力の乏しい者に限られ、また、法律相談の対象から刑事に関するものが除外されていた。本改正により、法テラスにおいて、ストーカー等の被害者については、資力を問わず、刑事に関するものを含む法律相談を実施できるよう、新たな法的支援制度が創設された。

3 ストーカー等の被害者に対する新たな法的支援制度の内容

(1) 対象者

ストーカー規制法上の「つきまとい等」、児童虐待防止法上の「児童虐待」又は配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）上の「配偶者からの暴力」（これらを「特定侵害行為」という。）を現に受けている疑いがあると認められる者（資力のある者も含む。）

(2) 法的支援の内容

警察への被害申告に関するもの、DV防止法上の保護命令に関するもの等、再被害の防止に関して必要な法律相談の実施（刑事に関するものを含む。）

(3) 費用

利用者の資力が法テラスの定める基準を超える場合には、法テラスの定める法律相談費用を負担

(4) 施行期日

平成30年6月2日までに施行予定

(32) 地域包括支援センターによる支援

【施策番号187】

地域包括支援センターにおいては、地域の住民や民生委員、介護支援専門員等の支援のみでは十分に問題を解決することができない、又は、適切なサービス等につながる方法が見つからないなどの困難な状況にある高齢者に対し、市町村、保健所、医療機関等と連携を図りつつ、成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待への対応等に取り組み、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための必要な支援を行っている。

(33) 地方公共団体に対する子供・若者育成支援についての計画に関する周知

【施策番号188】

内閣府においては、都道府県・政令指定都市に対し、平成29年1月に開催した都道府県・指定都市青少年行政主管課長等会議において、子ども・若者育成支援推進法に基づく子供・若者育成支援についての計画を作成又は変更する場合には、「子供・若者育成支援推進大綱」（28年2月9日子ども・若者育成支援推進本部決定）に盛り込まれた「犯罪被害に遭った子供・若者とその家族等への対応」に関する記述も勘案するよう、周知し

た。

(34) 学校内における連携及び相談体制の充実

【施策番号189】

ア P24【施策番号55】参照

【施策番号190】

イ 文部科学省においては、学校において虐待を受けた子供の早期発見、早期対応が可能となるよう、虐待を受けた子供への対応、健康相談の進め方等についてまとめた参考資料も活用しながら、養護教諭等の資質向上のための研修等の内容の充実を図っている。

(35) 教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び学校における相談窓口機能の充実

【施策番号191】

児童生徒による暴力行為の発生件数が依然として相当数に上っており、また、教職員の体罰や児童生徒間のいじめにより重大な被害が生じる事案も引き続き発生していること等が教育上の大きな課題となっている。これらを踏まえ、文部科学省においては、学校における教育相談体制の充実に取り組むとともに、都道府県・政令指定都市の教育委員会や学校に対して、

- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきと認められる暴力行為、いじめ事案については、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点等から、早期に警察へ相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが重要であること
- ・ 教職員による児童生徒に対する体罰については、教員が体罰を目撃した場合や学校が体罰や体罰を疑われる事案の報告・相談を受けた場合には、事実関係の正確な把握に努めるとともに教育委員会へ報告すること、また、学校が体罰の訴えや教員等との関係の悩みを相談することができる体制を整備し、相談窓口の周知を図ること

等を示すことを通じて、教育委員会と関係機関・団体等との連携・協力や相談を受け付ける体制の整備を促している。

また、犯罪被害者支援のための諸制度を所掌する省庁の協力を得て、「被害者の手引」等当該制度に関する案内書や申込書を教育委員会に常備し、教育関係者等に提供している。

(36) 犯罪被害者等である児童生徒が不登校になった場合における継続的支援の促進

【施策番号192】

文部科学省においては、不登校児童生徒への支援に際して中核的な機能を果たす教育支援センター等の整備充実を促進するとともに、不登校児童生徒への支援モデル事業において、教育支援センター等、不登校児童生徒の状況に応じた学習の場の設置促進のためのコーディネーターの配置等を実施した。また、不登校に関する調査研究協力者会議によって取りまとめられた、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保等を重点方策とする「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」（平成28年7月29日）を踏まえ、「不登校児童生徒への支援の在り方について」（28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知）を発出した。同通知において、改めて教育支援センターの設置促進を求めるとともに、訪問型支援の実施を始めとした同センターの機能強化を行うよう促している。

(37) 医療機関等と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化及び医療機関における情報提供等の充実

【施策番号193】

ア 厚生労働省においては、医療機関等が犯罪被害者等の支援を行っている諸機関・団体等と連携・協力できるよう、犯罪被害者等の支援等に関する情報提供を必要に応じて実施するなど、適切に対応している。

【施策番号194】

イ 保健所や精神保健福祉センターにおいては、医療機関等の関係機関と連携しつつ、犯罪被害者等に対して、精神保健に関する相談支援を実施している。

精神保健福祉センターにおいては、専門知識を有する者による面接相談や電話相談（「こころの電話」）の窓口を設置し、地域住民が気軽に相談できる体制を整備している。また、必要に応じ医師による診察を行い、医療機関への紹介や医学的指導等を行っている。

(38) 各都道府県警察に対する犯罪被害者等への情報提供等の支援に関する指導及び好事例の勧奨**【施策番号195】**

警察庁においては、情報提供を始めとする基本的な犯罪被害者支援施策が確実に実施されるよう、各種会議等を通じて都道府県警察に対し指導するとともに、好事例を紹介することにより同様の取組を勧奨している。また、毎年、被害者支援担当者体験記を発行し、各都道府県警察に配布している（コラム14「警察職員による被害者支援手記」参照）。

コラム14**警察職員による被害者支援手記**

警察においては、毎年、犯罪被害者支援に関する警察職員の意識の向上と国民の理解促進を図ることを目的に、犯罪被害者支援活動に当たる警察職員の体験記を広く募集し、優秀な作品を称揚するとともに、優秀作品を編集した「警察職員による被害者支援手記」を刊行し、これを広く公開している（警察庁ウェブサイト「被害者支援への理解を深めるために」：<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>参照）。

平成28年度優秀作品の一つを紹介する。

「道標」

警察署勤務 巡査部長 女性

「遺族調書」を頼む。上司からの一声。

当時、発生した死亡ひき逃げ事件の捜査に従事している中でのことだった。

死亡ひき逃げ事件は発生当時から被疑者を特定する手掛かりが少なく、捜査に要する時間も人員も膨大なものである。

被疑者が判明しても逮捕までの捜査、逮捕後の被疑者の供述等に対する裏付け捜査、検証など、捜査事項は山積みで事件終結までの道のりは長く、捜査員は一丸となりこの長い道のりを限られた時間の中で走り続ける。

私もこの道のりを走っている一員であった。

そんな中、上司からの任務分担の一声で、亡くなった被害者のことについて、被害者の家族から聞いた内容を供述調書として記録する作業、つまり遺族調書を担当することとなった。

私は交通課員としての勤務が長かったものの、遺族調書を作成したことがなかった。

初めての遺族調書を任され、私の頭の中は

「捜査に必要なことをもれなく聴取する」

ということだけに支配されていた。

私はベテランの交通捜査員に遺族調書に必要な聴取事項を確認したのみで、遺族からの調書作成に臨んだ。

遺族調書作成開始後、前日の様子、当日の行動等、聴取事項を聞き進めていき、「予定時間

より早く終わるな」と考えながら、被害者の生前の人柄を尋ねたときである。

それまで私の目を見て質問に迅速に答えていた遺族が突然うつむき、黙り込んだ。

私は何かと思い、その様子を黙って見ていると、遺族が握りしめていた「被害者の手引」と呼んでいる制度等が記されている冊子の上にポタポタと水滴が落ちた。

先ほど私が遺族に交付した冊子である。

私はハツとし、「しまった」と思い、手を止めた。

私は警察官としていつも誰かの大切なもの、だれかの大切な人のために仕事をするように心がけていたはずなのに、このときは時間に追われる捜査の中で、遺族からの調書作成を「捜査に必要な書類作成という一つの作業」として臨んでいたことに気が付いた。

それまで矢継ぎ早に質問していく私に対して迅速に答えていた遺族は、気丈に振る舞っていただけだったのである。

遺族は肩を振るわせ、うわずった声で

「すみません、ちょっと待ってください。すぐにお答えしますから。忙しい中、時間取らせてしまいますよね。すみません。」

と言った。

私は少し考え、

「時間は気にしないでください。お話しするのがつらければ、日を改めてもかまいません。」

と答えた。

それから約十分間、部屋の中には冊子に落ちる水滴のポタポタという音と涙をすすり上げる声、こらえきれず漏れる嗚咽だけが響いていた。

私はこの間、

「目の前にいる人は大切な人を不慮の事故で亡くしてしまい、これから、前を向いて歩いていくための道標をなくしてしまったのだ。警察官として、今この瞬間が大切な人を亡くした人のために私ができる最大限の努力をすることが私の仕事だ。今、この瞬間も単なる書類作成の時間ではないんだ。私の行動、言動がこの人が今後前を向いて歩いていけるほんの少しの道標となるかもしれない。遺族の気持ちにできる限り寄り添っていこう。」

と今までの考えを改めていた。

その後、真っ赤になった目をハンカチで押さえながら

「心優しい人でした・・・」

と口を開いた。

私は先ほどまでの自分を恥じながら、調書の作成を再開した。

遺族調書を書き終え、私はおそろおそろ

「これから捜査はまだまだ続きます。もしも良ければ今後、警察との調整窓口として私が担当したいと思いますがよろしいでしょうか。」

と尋ねた。

遺族は私の予想とは裏腹に

「はい、よろしくお願いします。」

と答えた。

その後、遺族から確認する事項が発生するたび、私は連絡を取った。

何度遺族の家に行っただろうか。

その度、仏前に飾られた被害者の遺影に手を合わせ、心の中で現在の捜査の進捗を伝える。

立ち上る線香の煙の中で被害者の遺影がその都度悲しんだり安堵したように見えたりした。

そのうち、私の家族の話等も聞きたいと言われ世間話をするようになった。

お互いの仕事の話、家族の話、女性同士、洋服や髪型の話・・・

少しずつ笑顔を見せる時間が増えてきた遺族に

「できることは少ないですが、何かあったら遠慮なく連絡をください。」

と告げ玄関を出ることが繰り返された。

捜査も終結間際、遺族の家に被害者の衣服を返還しに訪問したときである。

いつもの様に線香を上げ、心の中で

「遅くなりましたが、御家族の元に衣類を返しにきました。」

と謝罪する。

すると、遺族が

「コーヒーをいれるので、是非飲んでいってください。」

と言い、席を外し、台所へ向かった。

線香の香りが漂う居間で一人で待つ。

そのとき、ペットであろうか、猫が一匹、床に広げた被害者の衣服に近づいて臭いを嗅いでいた。

私は思わず

「お帰りと言ってあげてね。」

とつぶやきながら頭をなでた。

台所から遺族がコーヒーを持ってきて私の前に座り、ぼつりと尋ねた。

「今回、なぜあなたが私たち遺族の担当になったのですか？」

と。

私は、最初の遺族調書のときに、自分の気持ちが態度に出ており、それを非難されると思った。

私は覚悟を決め、

「実は、最初はたまたま私になっただけでした。これまでの対応で、不満だった点を遠慮なくおっしゃってください。」

と答えた。

しかし、その答えは意外なものであった。

「最初から最後まで、あなたが担当してくれて本当に良かった。十分すぎるほど色々気を遣っていただきました。忙しいだろうに、たわいもないおしゃべりにつきあっていただいた時間が楽しかったです。主人を亡くし、話す人がいないと言うことは、こんなにつらいことだとは思いませんでしたが、あなたと話すだけで心が軽くなっていきました。正直、警察官には怖いイメージしかなかったのですが、あなたは家に来るたび、仏壇に線香を上げ、長い時間手を合わせていました。先ほど、衣類に近づく猫に『お帰りと言ってあげてね』と言ってくださいましたね。あなたにしてみれば他人のポロポロの洋服なのに、人として扱っていただいて感謝します。」

と答えたのだ。

私は意外な答えに驚くとともに胸が熱くなり

「こちらこそ、こちらこそありがとうございます。」

と答えるだけで精一杯だった。

こんな未熟な私でも、遺族が前を向いて歩いていく道標を作る手伝いのできたのかもしれないと感じた。

被害者支援に対応する警察官は、被害者遺族にとっては良くも悪くも全ての警察の代表となる。

自分の他に幾らでも優秀な警察官はいるが被害者遺族にとっては知るよしもない。

そんな中で、自分ができることは、何でもしていく。ただ話し相手になるだけで、被害者支援になることを知った。

被害者の気持ちに寄り添っていくことさえ忘れなければ、話を聞くだけでも立派な被害者支援となることを胸に自信と誠意を持って進んでいこうと思う。

(39) 「被害者の手引」の内容の充実等

【施策番号196】

ア 警察庁においては、犯罪被害者等のための制度の新設・改正を踏まえて「被害者の手引」モデル案を改訂し、情報の充実に努めている。また、犯罪被害者等のための制度に関する情報は、警察庁ウェブサイト「警察による被害者支援」(<http://www.npa.go.jp/higaisya/home.htm>)においても紹介している。

都道府県警察においては、「被害者の手引」を、被害者連絡の対象者に配布するとともに、刑事手続や犯罪被害者等のための制度について情報提供する場合にも広く活用している。

【施策番号197】

イ P51【施策番号129】参照

(40) 犯罪被害者等の保護・支援のための制度の周知

【施策番号198】

警察においては、犯罪被害遺児に対する奨学金給与事業等を実施している公益財団法人犯罪被害救援基金 (<http://kyuenkikin.or.jp>) について情報提供を行っている。同基金では、昭和56年5月の設立以来、平成29年4月までに2,015人の犯罪被害遺児を奨学生として採用し、約24億8,276万円の奨学金を給与している。また、同基金においては、20年12月から、基本法の趣旨を踏まえ、現に著しく困窮している犯罪被害者等であって、社会連帯共助の精神にのっとり特別な救済を図る必要があると認められる者に対して支援金を支給する事業を実施しており、20年度から28年度までに、海外での殺傷事件の被害者等5人と、現に著しく困窮している被害者等4人に総額2,150万円を支給している（損害賠償請求制度に関する情報提供の充実については、P3【施策番号3】参照）。

○ 海上保安庁においては、ウェブサイト (<http://www.kaiho.mlit.go.jp/questions/hanzaihigai/shien.html>) で犯罪被害者支援制度に係る周知を図るとともに、犯罪被害者支援に係る業務を専門的かつ総合的に取り扱う警務管理官の指導の下、犯罪被害者等支援主任者に指名された海上保安官により、関係機関との連携・情報提供等が行われている。

(41) 刑事の手続等に関する情報提供の充実

【施策番号199】

ア P50【施策番号128】参照

【施策番号200】

イ P51【施策番号130】参照

(42) 性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡大

【施策番号201】

都道府県警察においては、性犯罪被害者から被害相談等を受けるための性犯罪相談専用電話窓口の設置、相談室の整備等を推進し、性犯罪被害者による情報入手の利便性の拡充を図っている。全国の都道府県警察本部において、女性警察官等による性犯罪電話相談の受理体制、相談室が整備されている（性犯罪被害者相談電話番号の統一化についてはP26【施策番号65】参照）。

また、事件化を望まない性犯罪被害者に対しても、犯罪被害者支援団体が提供し得る支援の内容や秘密が守られること等を十分に説明した上で、当該被害者の同意を得てその被害者の連絡先や相談内容等を犯罪被害者等早期援助団体^{*}に提供するなど、当該被害者が早期に犯罪被害者支援団体による支援を受けやすくなるよう努めている。

^{*} 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第23条の規定に基づき、犯罪被害等の早期軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるとして、都道府県公安委員会が指定した非営利法人。

(43) 日本司法支援センターによる支援

【施策番号202】

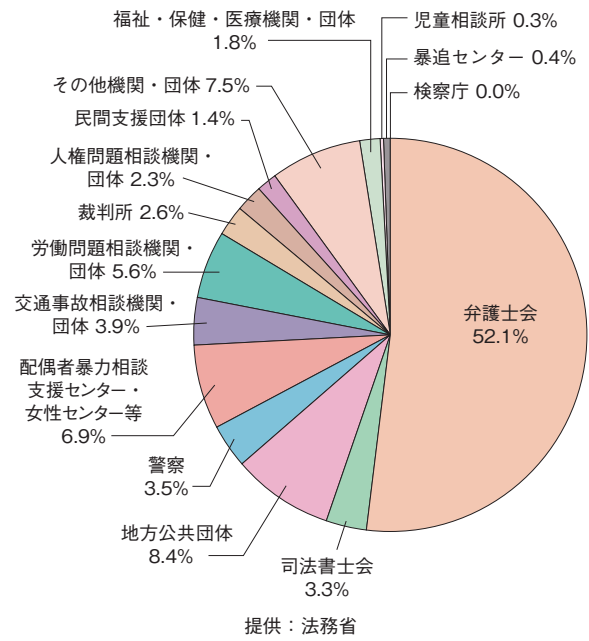
ア P2【施策番号2】参照

【施策番号203】

イ 日本司法支援センターの犯罪被害者支援業務においては、警察庁や日本弁護士連合会等の関係機関・団体と十分な連携を図っていくことが求められている。このため、これらの関係機関・団体に同センターについて周知するとともに、各都道府県警察等が事務局となって主催している被害者支援連絡協議会やその分科会に参加したり、犯罪被害者週間における啓発・広報活動等を協力して行ったりするなど、犯罪被害者支援に関係する機関・団体との連携・協力関係の強化を図っている。

また、弁護士会や犯罪被害者支援団体との連携・協力の下、犯罪被害者等が必要とする支援にたどり着けるよう、犯罪被害者等の状況に応じた最適の専門機関・団体を紹介するコーディネーターとしての役割を果たせるように努めている。

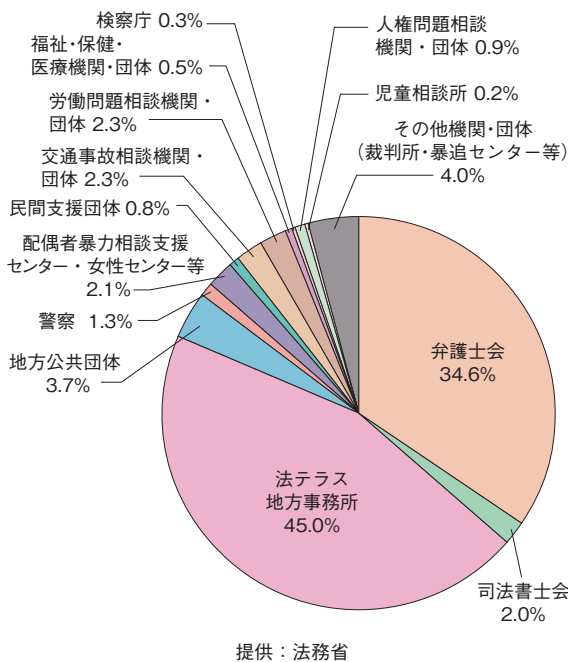
地方事務所で対応した問合せに対する紹介先（平成28年度）



日本司法支援センターが運用している犯罪被害者支援ダイヤルにおける平成28年度中の問合せ件数は1万2,014件であった。主な問合せ内容は、生命・身体犯被害、配偶者等からの暴力、性被害、ストーカー被害等である。

28年度中の全国の地方事務所における電話及び担当者との面談による犯罪被害者支援に関する情報提供件数は1万3,825件であった。

犯罪被害者支援ダイヤルで対応した問合せに対する紹介先（平成28年度）



日本司法支援センターによる支援

業 務	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
犯罪被害者支援業務								
犯罪被害者支援ダイヤル 受電件数	10,429件	10,482件	9,780件	11,048件	11,321件	13,137件	13,056件	12,014件
地方事務所受付件数	15,616件	14,089件	13,096件	15,582件	14,081件	12,695件	13,380件	13,825件

提供：法務省

【施策番号204】

ウ 日本司法支援センターにおいては、被害を受けた時からの時間的経過の長短を問わず、情報提供等を通じた支援を行っている。

【施策番号205】

エ P50【施策番号127】参照

(44) 自助グループの紹介等

【施策番号206】

警察においては、犯罪被害者等の要望を踏まえつつ、相談や支援等の機会を通じて、又は犯罪被害者等の援助を行う民間の団体を介して、犯罪被害者等に自助グループを紹介している。

(45) 犯罪被害者等施策のホームページの充実

【施策番号207】

警察庁においては、犯罪被害者等施策に関する各種情報（関係法令、相談機関、地方公共団体における総合的対応窓口等）や犯罪被害者白書概要版の英文をウェブサイトに掲載している（警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」：<http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html>）。

また、SNSを活用し、各地におけるイベントの紹介等、犯罪被害者等施策に関する情報の発信を行っている（警察庁フェイスブック「犯罪被害者等施策」：<https://www.facebook.com/npa.hanzaihigai/>）。

犯罪被害者等施策のウェブサイト



(46) 海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報提供等

【施策番号208】

在外公館においては、現地警察への犯罪被害の届出に関する助言や弁護士・通訳者のリスト、医療機関に関する情報提供のほか、本人が連絡できない場合の家族との連絡の支援や緊急移送に関する助言、遺体の身元確認に関する支援等を行っている。

また、外務省においては、海外での邦人の犯罪被害を未然に防止するとともに、被害に遭った場合の対処法について広く周知を図るため、広報冊子「～海外旅行のトラブル回避マニュアル～海外安全虎の巻」を改訂の上、全国の都道府県旅券事務所や旅行会社、在外公館等に配布するとともに、「海外安全ホームページ」（<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>）及び海外安全アプリにも掲載している。今後とも、これら広報資料の改訂や「海外安全ホームページ」等への掲載を通じ、海外における邦人の犯罪被害に関する情報を更に分かりやすく伝えるとともに、国民が事前にこれらの情報を得る機会が増加するよう取り組んでいく。

海外における安全のための広報冊子



提供：外務省

平成27年に、在外公館及び公益財団法人日本台湾交流協会（台湾）が取り扱った海外における犯罪被害に係る援護件数は4,719件（5,056人）であり、このうち最も多いものは「窃盗被害」（3,834件、4,100人）となっており、これに「詐欺被害」（382件、406人）、「強盗被害」（257件、280人）が続いている。

平成27年に在外公館が取り扱った邦人の犯罪被害援護件数

件名	件数	人数
殺 人	14	16
傷 害・暴 行	95	108
強 姦・強 制 猥 褻	33	34
脅 迫・恐 喝	53	54
強 盗・強 奪	257	280
窃 盗	3,834	4,100
詐 欺	382	406
誘 拐	0	0
テ 口	3	10
そ の 他	48	48
計	4,719	5,056

（注） 在外公館が援護を実施した事案のみであり、発生した全ての事案ではない。

提供：外務省（出典：2015年海外邦人援護統計）

警察庁においては、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集を行っている。都道府県警察においては、関

係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対して、国外犯罪被害者弔慰金等支給制度の裁定申請に係る教示や国内での支援に関する各種情報の提供、帰国時の空港等における出迎え等の支援活動に努めている。

(47) 被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する相談体制の充実及び理解の促進

【施策番号209】

警察庁においては、平成28年度犯罪被害者週間の中央イベントにおけるテーマに性犯罪被害者支援を取り上げ、被害が潜在化しやすい性犯罪被害者が置かれている状況や支援の必要性等について、広く国民に周知し、その理解促進を図り、社会全体で支える気運の醸成に努めた（犯罪被害者週間についてはP100コラム19「犯罪被害者週間の実施」、中央イベントにおける講演の概要についてはP84コラム15「性犯罪被害の実態と被害者への支援」をそれぞれ参照）。

また、28年度の犯罪被害者支援体制整備促進事業（P61コラム10「地域における犯罪被害者支援体制の整備促進事業」参照）として開催した沖縄県内の市町村職員等を対象とした研修会では、関係機関連携によるDV被害者支援に関する研修を行い、DV被害者に対する相談体制の充実を図った（その他、相談体制の充実に関する取組についてはP26【施策番号65】参照）。

法務省の人権擁護機関においては、法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、人権侵害を受けた子供が安心して相談できる環境を整備して、人権擁護委員や法務局職員が相談に応じている。

また、28年6月27日から7月3日までの間を、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間とし、相談時間を延長するなどして子供の人権問題に関する相談体制の充実に努めた。

さらに、教師や保護者等身近な者に相談できない子供の悩みごとを的確に把握し、学校

や関連機関とともに連携を図りながら様々な人権問題に対応できるよう、28年10月から11月にかけて全国の小・中学校の児童生徒全員に、「子どもの人権SOSミニレター」を配布するとともに、法務省のウェブサイト上に「インターネット人権相談受付窓口」を開設し、インターネットを通じてパソコンや携帯電話からの相談をいつでも受け付ける体制を整備するなど、相談体制の強化を図っている。

法務省においては、法務局・地方法務局やその支局の人権相談窓口のほか、社会福祉施設等で開設する特設相談所において、犯罪被害者等からの人権相談に応じている。また、犯罪被害者等である女性からの人権相談については、「女性の人権ホットライン」を設置するとともに、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施して相談体制の充実に努めている。このほか、高齢者、障害者を対象とした全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間の実施や、英語・中国語による相談を受け付ける「外国語人権相

談ダイヤル」及び「外国語インターネット人権相談受付窓口」の開設、全国10か所の法務局・地方法務局に英語や中国語等の通訳を配置した「外国人のための人権相談所」の開設等、犯罪被害者等からの人権相談に幅広く応じている。28年中における犯罪被害者等からの相談件数は202件であった。

また、犯罪被害者等の人権問題に対する配慮と保護を図るため、28年度中は、「犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

日本司法支援センターにおいては、犯罪被害者支援ダイヤルにおいて、匿名での相談にも対応できる体制を整備しているほか、弁護士会等との連携の下、各都道府県において、犯罪被害者支援の経験や理解のある女性弁護士複数名を確保している。29年4月現在の女性弁護士数は842名である。

(文部科学省における取組は、P24【施策番号55】参照)

コラム15

性犯罪被害の実態と被害者への支援

～ 平成28年度犯罪被害者週間 中央イベント基調講演より ～

本日の講演では、4つのテーマに沿ってお話します。

【1 性犯罪被害の実情】

性犯罪はどれくらい警察に届けられ、あるいは、性暴力はどれくらいの方が経験しているのでしょうか。性犯罪という言葉と性暴力という言葉を使いましたけれども、性暴力の方がより広い概念で、性犯罪は刑法上の犯罪に当たる性的な行為と思ってください。

平成27年版の犯罪白書によると、強姦の認知件数は、年間大体1,000件から1,500件の間ぐらいで推移しています。しかし、実は性暴力の被害ということで調査してみると、それとはかなり違う実情が浮かび上がります。

内閣府男女共同参画局の調査では、成人女性の約15人に1人は、これまでに異性から無理やりに性交された経験があり、被害を受けた女性の約7割の人はどこにも相談しておらず、警察に連絡・相談した人は数%ぐらいとなっています。

また、日本において、性犯罪がどれくらい警察に通報されているかということ調べた調査



武蔵野大学人間科学部長・心理臨床センター長
小西 聖子 氏

を見ますと、極めて乱暴に言えば、大体10人に1人ぐらいしか届けていないというのが今の実情だと言えます。

【2 性犯罪被害が心身に与える影響】

性暴力被害は、被害者の心身に長期にわたり深刻な影響を与えます。

WHOが24年に出している報告書は、性暴力被害の影響を4つに分けて記載しています。

一つは「性と生殖に関する健康」の問題です。意図しない妊娠やエイズを含む性感染症等がここに入ります。うつ病やPTSD等の「精神健康」の問題もあります。性暴力被害者の特徴としてPTSDとの関連が高いことが挙げられます。なお、レイプ被害を受けた男性のPTSD発症率は、女性より高いというデータが国際的には複数あります。性暴力のことを考えるなら、女性だけでなく男性のことも考えなければいけません。

「行動上の影響」としては、無防備な性行為や若年期からの過剰な性行動等、リスクの高い行動が出てきます。特に若年者の場合、被害を受けたことが、性的に危険な行動につながりやすいことが知られています。

さらに、「生命に関わる転帰」としては、自殺とか危険な妊娠中絶、レイプによって生まれた子供の殺害等、実際に命に関わるような問題も起きています。

【3 性犯罪被害者に対して必要な支援】

性犯罪被害者に対して必要な支援とは何でしょうか。

警察とか弁護士等の司法に関わる支援、産婦人科や精神科等の医療の支援、さらに、心理的な支援も必要です。

それから、経済的な支援は重要です。お金がないと様々な困難が起きます。さらに、例えば、自分の家で被害に遭った人がそこで生活できないなど、生活を保つための実践的な支援も必要になってきます。

どれも欠けてはならず、一言でいえば多様な支援が必要です。

性暴力や性犯罪の被害者支援は、ここ数年でかなり進んできましたが、私は、もう一步という印象を持っています。理由の一つに、性暴力をめぐる悪循環があると思っています。

性暴力被害の心身への影響が深刻であることについて、被害者の家族を始め周りの人や、被害者本人ですら理解していません。例えば、「もうちょっと抵抗できなかったの」というようなことが今でも言われます。被害者の行動や心身の状況が理解されていないので、偏見や誤解に基づいた被害者への対処が起る。そして、いろいろな人から二次被害を受けることになる。そうすると、被害者は誰にも被害について話さなくなるので、性暴力被害の心身への影響が深刻であることが理解されないということになります。

このような状況がぐるぐる回っているのではないかと思います。

支援のポイントの一つは二次被害の防止です。性暴力被害に関する偏見をなくしていくこと、当事者の決定を尊重すること、それから、トラウマ反応について知っておくことが必要です。もう一つの大事なポイントは孤立を防ぐことです。被害者と一緒に考えてくれる人、支えてくれる人がいるだけで、人は全然違います。そして、ようやくつながった被害者の信頼を裏切らないということも大事なことだと思います。

【4 身近な人が性犯罪被害を受けたら…】

身近な人が性犯罪の被害を受けたらどうしたらいいのでしょうか。

「安全」が一番最初に考えるべきことです。言い換えると、まず危険への対処が必要です。まだ被害の危険があるかもしれませんし、何か身体的な怪我があるかもしれません。警察へ連絡する場合は、なるべく早い方がいいです。性感染症や妊娠への対処、証拠採取で救急や産婦人科の受診が必要になる場合もあります。

その次は、被害者のその後の日常生活がどうなるか考えることです。日常生活がどうなるか

ということを本人が考えるのは難しいことが多く、誰かが一緒に考える必要があります。

それから、どこに相談に行けばいいのかわからないという被害者もいますが、そういう意味ではどこでもいいです。どこかにつながることが重要です。そこからまた紹介してもらうこともできます。少なくともどこでもいいという言い方ができるように、支援をする側はならないといけないと思います。

被害者の心理的には、そばに誰かがいて、自分のために考えてくれるというのが一番のサポートだと思います。そういう形で誰かが支えてくれるというのが、最初の一步であり、最後の一步であるというのが、支援の本質です。

※本コラムは、基調講演を概要として取りまとめたもの。基調講演の全文及び資料については、警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」(http://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kou-kei/houkoku_h28/chuou_gaiyou.html)を参照。

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者等の状況把握等のための調査実施に向けた検討

【施策番号210】

内閣府政府広報室においては、警察庁と連

携し、平成29年1月、犯罪被害者等施策に関する世論調査を実施した（コラム16「犯罪被害者等施策に関する世論調査」参照）。

コラム16

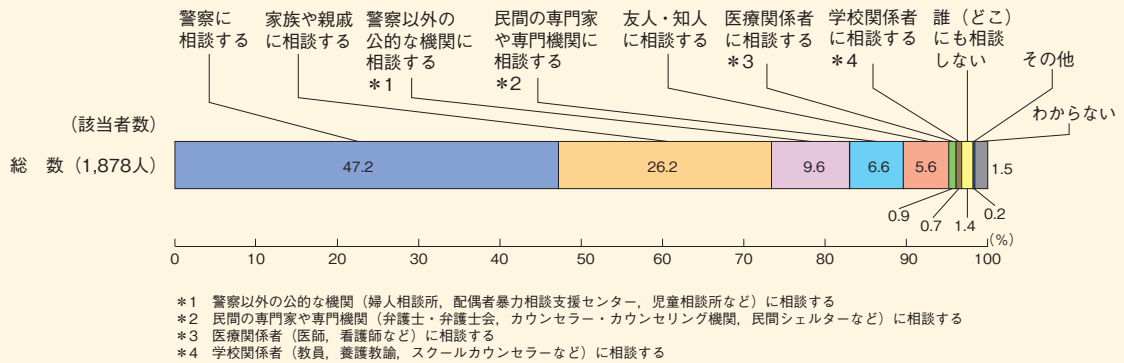
犯罪被害者等施策に関する世論調査

内閣府政府広報室では、警察庁と協力して、犯罪被害者等施策に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、平成28年度に「犯罪被害者等施策に関する世論調査」を実施した。本調査は、犯罪被害者等施策や犯罪被害者等の相談機関・窓口の認知度、被害が潜在化しやすい犯罪に遭った場合の相談に関する意識について、調査を行った。その結果を紹介する（詳細は、内閣府ウェブサイト「世論調査」：<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/tindex-h28.html>参照）。

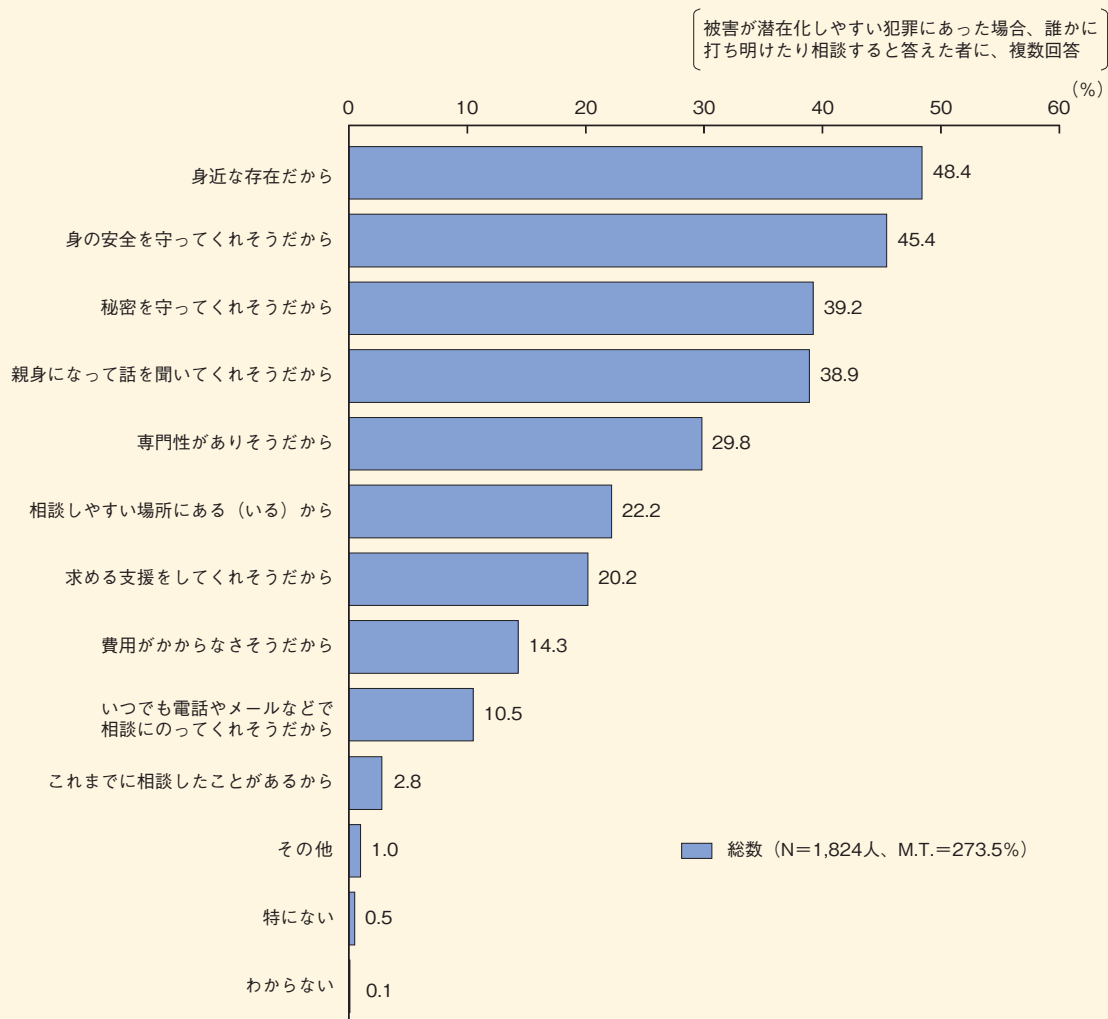
自分や家族が性犯罪等の被害が潜在化しやすい犯罪に遭った場合の相談先としては、「警察」が47.2%と最も高く、次いで「家族や親戚」が26.2%であり、「誰（どこ）にも相談しない」が1.4%であった。

また、相談先を選ぶ理由としては、「身近な存在だから」が48.4%と最も高く、次いで「身の安全を守ってくれそうだから」が45.4%、「秘密を守ってくれそうだから」が39.2%、「親身になって話を聞いてくれそうだから」が38.9%であった。

被害が潜在化しやすい犯罪（性犯罪、ストーカー行為、配偶者からの暴力、児童買春・児童ポルノ、児童虐待）にあった場合の相談先（単一回答）



相談先を選ぶ理由（複数回答）



これらの調査結果から、国民は、身近で信頼できる相談先を選ぶ傾向があることが明らかとなった。今後、本調査で明らかになった国民の行動傾向を踏まえ、相談者が安心して相談できる環境を整備するなど信頼性の向上に努めるとともに、相談機関等の認知度の向上に向けた効果的な広報を実施していく必要がある。

警察庁では、本調査の結果も踏まえながら、第3次基本計画に基づき、引き続き、関係府省庁と連携しながら、適切な犯罪被害者等施策の推進に努めることとしている。

(2) 暴力の被害実態等の調査の実施

【施策番号211】

内閣府においては、3年に1度を目途に配偶者からの被害経験等男女間における暴力による被害の実態把握に関する調査を行っており、次回は平成29年度に実施予定である（これまで行った調査結果等は、内閣府ウェブサイト：http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h11_top.htmlを参照）。

(3) 法務省における犯罪被害の動向・犯罪被害者に関する施策の調査

【施策番号212】

法務省においては、例年、犯罪白書の中で、犯罪による被害の統計や、刑事手続における被害者等が関与する各種制度の実施状況等の調査結果を公表している（法務省ウェブサイト：http://www.moj.go.jp/housouken/houso_hakusho2.html）。

(4) 犯罪被害者等の精神健康の状況とその回復に資する研究

【施策番号213】

厚生労働省においては、平成17年度から厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行い、19年度に精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめ、20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」（http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/Shiryo_tebikizenbun.pdf）を精神保健福祉センターに配布した。また、20年度から厚生労働科学研究で「大規模災害や犯罪被害等による精神科疾患の実態把握と介入手法の開発に関する研究」を3年計画で行い、それを踏まえて、23年度からは新たに「大規模災害や犯罪被害等による精神疾患の実態把握と対応ガイドラインの作成・評価に関する研究」を3年計画で実施しており、24年度には「犯罪被害者に対する急性期心理社会支援ガイドライン（25

年2月15日初版）」（<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/kyusei.html>）を作成した。さらに、25年度は、産婦人科の医療現場、犯罪被害者等早期援助団体、性暴力被害者支援センター等で活用できるよう、性暴力被害者に対して心理教育や支援情報を提供するパンフレット「一人じゃないよ」を作成した。これらのガイドラインやパンフレットは、「犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ」（<http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html>）に掲載されている。

(5) 児童虐待防止対策に関する調査研究

【施策番号214】

厚生労働省においては、児童虐待防止に関する必要な調査研究を実施しており、平成28年度は、「こども虐待ボーダーライン事例に対する保健師の支援実践－ネグレクト事例に対する支援スキルの開発－」、「性的虐待事案に係る児童とその保護者への支援のあり方に関する研究」等を実施した。

(6) 警察における犯罪被害者等支援に携わる職員等への研修の充実

【施策番号215】

P39 **【施策番号98】** 参照

(7) 犯罪等による被害を受けた児童の継続的な支援を行う警察職員の技能取得

【施策番号216】

警察においては、都道府県警察の少年サポートセンター等に勤務する被害児童の継続的な支援を行う少年補導職員等に対し、大学教授やカウンセラー等の専門家を講師としたカウンセリングの技法に関する講習（カウンセリング技術専科等）を実施している。

また、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等部外の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようにしている。

(8) 法務省における犯罪被害者等支援に関する職員研修の充実等

【施策番号217】

ア P40 【施策番号103】 参照

【施策番号218】

イ P40 【施策番号101、102】 参照

(9) 学校における相談対応能力の向上等

【施策番号219】

P24 【施策番号55】 参照

(10) 虐待を受けた子供の保護等に携わる者の研修の充実

【施策番号220】

厚生労働省においては、児童虐待問題や非行・暴力等の思春期問題に対応する第一線の専門的援助者の研修を行う子どもの虹情報研修センター（日本虐待・思春期問題情報研修センター）において行われる、児童相談所、児童福祉施設、市町村、保健機関等の職員を対象とする各種の専門研修に対する支援を行うとともに、平成28年5月に成立した児童福祉法等改正法により改正された児童福祉法（29年4月全面施行）に基づき、市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関へ配置される専門職や児童相談所の児童福祉司について研修を義務化するなど、これら職員の資質の向上を図っている（P44コラム7「児童福祉法等の改正」参照）。

(11) コーディネーターとしての役割を果たせる民間支援員の養成への支援

【施策番号221】

P63 【施策番号164】 参照

(12) 民間の団体の研修に対する支援

【施策番号222】

警察、法務省、厚生労働省及び国土交通省

においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている（P90【施策番号224、225】参照）。

また、文部科学省においては、今後、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体から、当該団体が実施するボランティア等の養成・研修への講師の派遣等を依頼された際に協力を行う予定である。

(13) 日本司法支援センターが蓄積した情報やノウハウの提供

【施策番号223】

日本司法支援センターにおいては、ウェブサイトに於いて、犯罪被害者支援を行う関係機関・団体等の情報を提供（同センターウェブサイト<http://www.houterasu.or.jp/>トップページ中段にある「相談窓口を探す」）するとともに、「よくあるお問い合わせ」のページを設けて情報提供に努めている。

また、犯罪被害者等から関係機関・団体の窓口へ、その機関・団体で実施している支援以外の問合せが寄せられた場合には、その窓口から、「法テラス・サポートダイヤル」（以下「コールセンター」という。）や全国の地方事務所を紹介してもらい、コールセンター等において、犯罪被害者等の問合せの内容に応じて適切な支援窓口や犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介等を行っている。

さらに、弁護士会等との連携・協力の下、国選被害者参加弁護士制度等の説明会及び意見交換会並びに犯罪被害者支援の経験を積んだ弁護士を講師とする事例検討会等を実施している。

3 民間の団体に対する援助（基本法第22条関係）

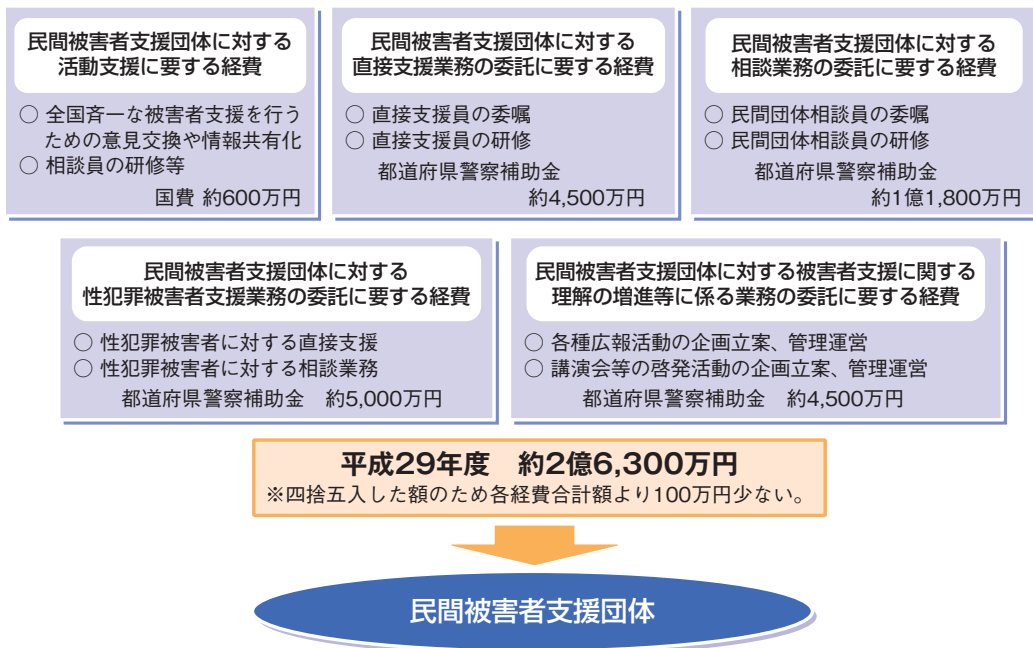
(1) 民間の団体への支援の充実

【施策番号224】

ア 警察においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施する研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援に努めているほか、活動支援に要する経費並びに直接支援

業務、相談業務、性犯罪被害者支援業務及び被害者支援に関する理解の増進に係る業務の委託に要する経費を予算措置し、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対する財政的援助に努めている。

国による民間被害者支援団体に対する財政援助



厚生労働省においては、児童虐待防止及び配偶者からの暴力被害者等の支援について、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が実施している啓発活動等に対する支援を行っている。

また、平成28年11月には「第19回児童虐待防止対策協議会」を開催し、児童虐待に関係する省庁及び団体が一堂に会し、取組状況に係る情報交換、関係団体等との連携強化や更なる対策の充実を図るための方策を検討した。

さらに、28年5月に成立した児童福祉法等改正法により改正された児童虐待防止法に基づき、児童虐待の再発防止のため、子供の入所措置等を解除する際に、保護者への指導・カウンセリングや定期的な子供の

安全確認等についてNPO法人等に委託できるようにするなど、児童虐待対応における児童相談所と犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の連携した取組を推進している。

【施策番号225】

イ 法務省及び国土交通省においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動に関する広報、研修への講師派遣や会場の借上げ等の支援を行っている。

文部科学省においては、今後、犯罪被害者等である児童、生徒及び学生への民間の団体による支援について、広報や講師の手配・派遣、会場借上げ等の協力等の要請がされた際に支援を行った事例を把握し、広報することで、民間の団体への支援を充実

する予定である。

(2) 預保納付金の活用

【施策番号226】

P10 **【施策番号18】** 参照

(3) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体の活動への支援等

【施策番号227】

警察庁においては、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が開催するシンポジウムや講演会について、その意義や趣旨に賛同できるものにあつては、その効果の波及性等も踏まえつつ、後援している。平成28年度は、犯罪被害者団体ネットワーク（ハートバンド）が主催する「犯罪被害者週間全国大会2016」の開催に際して後援するなどした。

また、これまで関係省庁及び地方公共団体に配信していた「犯罪被害者等施策メールマガジン」について、28年度から、配信を希望する犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に対しても配信するなどして、関係省庁や民間団体等による犯罪被害者等のための新たな制度や取組等に関する情報提供を行っている。

(4) 犯罪被害者等の援助を行う民間の団体に関する広報等

【施策番号228】

警察庁においては、シンポジウム・フォーラムの開催・後援や警察庁ウェブサイト「犯罪被害者等施策」（<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/soudan/dantai/dantai.html>）、警察庁フェイスブック「犯罪被害者等施策」（<https://www.facebook.com/npa.hanzaihigai/>）等、様々な広報媒体を通じて、犯罪被害者等が置かれている実態や警察、関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体等が取り組んでいる犯罪被害者支援についての広報啓発活動を行っている。

警察庁フェイスブック「犯罪被害者等施策」では、「ギュっとちゃん通信」と題して、犯罪被害者支援に関するイベント情報や犯罪

被害者等の援助を行う民間の団体の活動を紹介するなどしている。

また、平成28年度には、政府広報オンラインに「決して他人ごとではありません。犯罪被害者を支えるには？」と題する記事（政府広報オンライン：<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201611/3.html>）を掲載し、その中で、犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた施策実施の重要性等を紹介し、犯罪被害者等に対する国民の理解促進を図っている。

(5) 寄附税制の活用促進と特定非営利活動促進法の円滑な施行

【施策番号229】

内閣府においては、市民の自由な社会貢献活動を促進するため、寄附税制の活用促進や特定非営利活動促進法の円滑な施行・周知に取り組んでいる。平成28年6月に特定非営利活動促進法が改正され、NPO法人の迅速な設立に資するため、認証申請書類の縦覧期間の短縮等が行われた。また、「内閣府NPOホームページ」（<https://www.npo-homepage.go.jp/>）等で、犯罪被害者等の援助を行う特定非営利活動法人の情報を含めた市民活動に関する情報の提供を行っている。

(6) 警察における民間の団体との連携・協力の強化

【施策番号230】

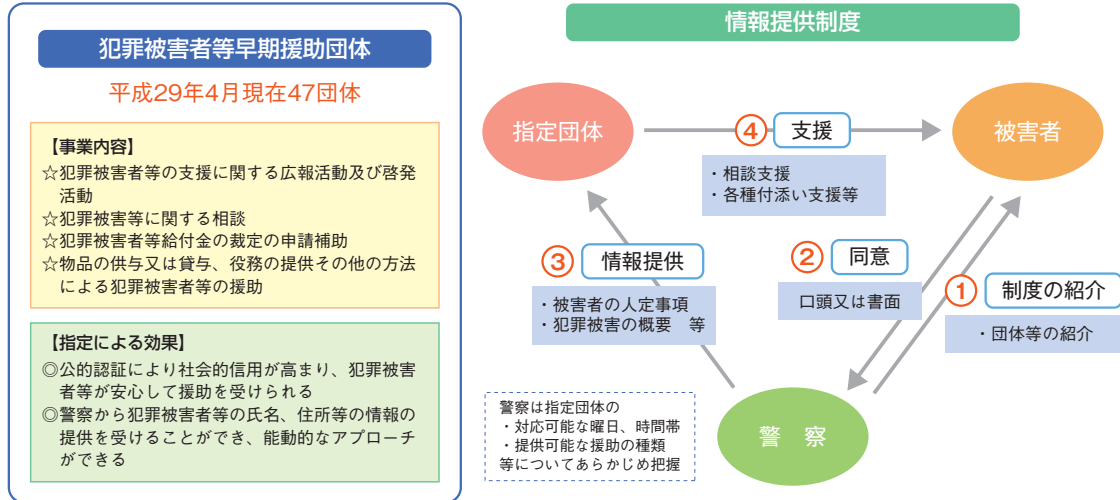
警察においては、公益社団法人全国被害者支援ネットワークの運営・活動に協力しているほか、同ネットワーク加盟の民間被害者支援団体（平成29年4月現在全国48団体）の運営に関しても、関係機関と連携しつつ、必要な支援や助言を行うとともに、犯罪被害者支援の在り方についての意見交換等を積極的に行っている。

特に、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団体として指定した民間被害者支援団体には、犯罪被害者等の同意を得た上でその犯罪被害者等の氏名や犯罪被害の概要等の

情報を提供するなど、緊密な連携を図っている。

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者支援法第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人（例：各都道府県被害者支援センター）を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定



(7) 犯罪被害者等早期援助団体に対する指導

【施策番号231】

民間被害者支援団体のうち、犯罪被害等の早期の軽減に資する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる団体として、都道府県公安委員会が犯罪被害者等早期援助団

体を指定（平成29年4月現在、47団体）しており、警察においては、犯罪被害者等に対して適正かつ確実な支援を行うために必要となる支援体制や情報管理体制、職員に課される守秘義務等についての情報提供や必要な助言を行うなど適切な指導を行っている。

コラム17

全国被害者支援ネットワークにおける今後のビジョン (全国被害者支援ネットワーク)

公益社団法人全国被害者支援ネットワークは、全国48被害者支援センターによって構成され、各被害者支援センターではボランティアの相談員等が犯罪被害者等の支援活動を行っています。

平成27年度には、全都道府県において、被害者支援センターが都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受けることができ、「全国どこにいても」被害者の声に応えられる体制が整いましたが、今後は「いつでも」被害者の声に応えられる体制の整備を進めていかなければならないと考えています。

被害者支援センターの多くは、平日の昼間に活動しており、早朝・夜間や休日は一部の被害者支援センターでしか対応できていないのが現状です。

しかし、被害者の悩み、苦しみは夜間も休日も関係ありません。

そこで、全国被害者支援ネットワークでは、潜在的な被害者がきちんと被害者支援センターに繋がるよう、各被害者支援センターと連携しながら、24時間365日の支援体制を整備していくこととしています。

具体的には、全国被害者支援ネットワークが首都圏の被害者支援センターの協力を得て相談員等を確保・育成する体制を整備し、各被害者支援センターの活動が困難な夜間や休日の電話相談にはその相談員等が対応する、全国統一番号の「犯罪被害者等電話サポートセンター」を創設していくことを目指しています。

全国被害者支援ネットワークでは、社会の変化や被害者支援を行う民間団体への期待等を踏まえ、「犯罪被害者等電話サポートセンター」の創設を含む次の諸施策を掲げた「第3期3年計画」（28年度から30年度）を策定しました。

- 1 支援活動の質の向上を図る
- 2 相談員等、事務局員の意欲の向上を図る
- 3 組織体制の強化を図る
- 4 広報啓発活動の充実強化を図る
- 5 被害者緊急支援金の継続的な運営と充実

28年度から3年間、全国の被害者支援センターとの連携をより強めながら、同計画に沿って、「被害者が、全国どこにいても、いつでも、求める支援が受けられ、被害者の声に応えることのできる活動」という目指す姿を実現するための取組を進めていきます。

28年11月には、同計画に掲げた公益法人への移行を果たすことができましたので、犯罪被害者等への支援活動を一層強化していきます。

